

# 高齢者等見守りネットワークづくり 支援マニュアル



平成24年3月  
長崎県福祉保健部福祉保健課

## 第 1 章 見守りの必要性

### なぜ見守りが必要なの？ -

#### 1 . 長崎県の現状

##### 高齢者のみの世帯数の増加

【高齢者のみの世帯数（国勢調査）】			（ ）内は全世帯数に占める割合
65 歳以上 単身世帯	5 6 , 8 6 7 ( 10.3% )	6 3 , 2 4 5 ( 11.4% )	
夫婦世帯	6 2 , 5 5 4 ( 11.3% )	6 6 , 5 6 6 ( 12.0% )	
	[平成 1 7 年]	[平成 2 2 年]	

##### 孤立死の増加

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯はもはや特別な世帯形態ではなく、一般的な世帯形態となりつつあります。退職により社会的なつながりが希薄化していたり、身体的な衰えにより外出機会が少なくなる等、地域や社会から「孤立」した暮らしになりがちであり、こうした地域や社会から孤立した日常生活には、「誰にも看取られない死 = 孤立死」が発生する危険が潜んでいます。孤立死は、誰の身にも起き得る出来事になっています。

#### 2 . 見守りの必要性

全国的に少子高齢化が進展しており、今後、高齢化はさらに進み、上記のような状況からも今後高齢者の孤立死が増加していく恐れがあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の住民が普段の生活の中で、見守りが必要な高齢者等を見守る仕組みが求められています。

また、市町村においては、老人クラブ、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの方々によって、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動が行われていますが、その多くはそれぞれの団体・個人が知りうる情報をもとに実施しており、必ずしも、見守り実施者間において連携が図られているというわけではありません。見守り実施者間で互いに連携することによって、見守りが行き届かない方をできるだけ少なくする取組みが必要となってきます。

さらに、大きな災害発生時のいち早い安否確認のためにも、普段の生活状況や緊急連絡先を把握しておくことが重要となります。

### 3 . 県内の見守りの実態

県下市町における高齢者等の見守りネットワーク体制の取組状況等を把握するため、平成 24 年 1 月に、県内全市町に対して「高齢者等に対する見守りネットワーク構築に係る取組状況」を調査しました。

その結果、多くの市町で見守りネットワーク体制の構築について必要性を認め早々に取り組まれていました。

また、全市町において、市町、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ、自治会等それぞれの組織・団体によって、高齢者等を見守る活動が行われていました。



#### 4 . 高齢者に対する見守り活動の現状と課題

今後も、高齢化が進展するとともに、ひとり暮らし高齢者は増加すると予想されます。

高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者の増加への対応など、高齢者に関わる様々な問題が生じています。

介護保険等のサービスは、量、質ともに充実してきています。

しかし、高齢者で介護や生活の支援が必要な方が、安心して暮らしていくためには、こうしたサービス提供体制を整備するだけでなく、適切な支援ができる地域の体制を整えることも必要です。

特にひとり暮らしの人々については、意識して、見守り、周囲から働きかけることにより、閉じこもり等の問題が深刻化することを防ぐことができます。

各地域の高齢化率をみるとそれぞれに特徴があり、また地域団体による活動状況も地域により異なっています。

こうした現状認識のもと、まず、地域団体や関係機関（以下、「地域団体等」という。）で行われている見守り活動を検証し、活動を継続していくために対応すべき課題を整理しました。

#### 5 . 地域団体等の取組の現状等

地域団体等による高齢者に対する見守り活動とその課題は次のとおりです。なお、見守り活動そのものではありませんが、地域における高齢者に関する活動も合わせて整理しました。

なお、見守り対象は高齢者に限られないので一例として長崎県主任児童委員連絡会の活動も紹介しています。

団 体 名	取 組 ・ 課 題
長崎県民生委員 児童委員協議会	〔取組〕 ・福祉票・ネットワーク台帳に基づく訪問活動 ・援助を必要とする人への助言、援助活動 〔課題〕 1 . ネットワーク台帳の整備 ・近隣住民との繋がりが薄く、援護者の確保が困難。 ・日常の見守り活動と、災害時の援護活動との混同があり、理解が

団 体 名	取 組 ・ 課 題
	<p>得にくい。</p> <p>２．訪問活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当世帯が多く、訪問が困難。</li> <li>・複数地区または、複数地区担当であるため、遠距離あるいは、他地区自治会長との連携が取りにくい。</li> <li>・アパート、市営住宅に居住する高齢者は、常に施設しており、面会が困難。</li> <li>・独居高齢者と身内（家族、親戚）との行き来・連絡の回復。</li> </ul>
<p>長崎県介護支援 専門員連絡協議 会</p>	<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定に関する業務</li> <li>・介護支援サービスに関する業務等</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な取組みの情報が必要であるが、ネットワーク化されておらず、各団体の取組みを把握することが困難。</li> <li>・家族同居世帯の日中独居の方の見守りが課題。</li> <li>・地域によっては自治会との連携が円滑に進まない場合もある。</li> <li>・地域包括支援センターを中心としたネットワークを構築し、諸機関と密な連携のもと、迅速な対応が取れるような体制づくりが必要。</li> <li>・いかに地域に関心を持ってもらえるかが課題。</li> <li>・給付対象サービス利用がない高齢者の自宅訪問等は困難。</li> </ul>

団 体 名	取 組 ・ 課 題
長崎県老人 クラブ連合 会	<p>〔取組〕</p> <p>高齢者相互支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友愛訪問活動</li> <li>・サロン活動</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは任意の団体であるため、その活動に制約がある。</li> <li>・独自には調査等の権限がないため、個別の高齢者に関する情報が入りにくい。</li> <li>・地域の高齢者は増加しているにもかかわらず、老人クラブへの新規加入が減少し、諸活動の実施が困難になってきている。</li> </ul>
鶴の尾町自 治会(鶴の尾 町「助っ人」 隊))	<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活支援</li> <li>・高齢者世帯の把握</li> <li>・「鶴の尾野菜市」(買い物支援の一環)の開催</li> <li>・地区民生委員児童委員等との連携</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 助っ人隊自体の課題 退職者、有職者そして女性グループの活動日が調整しにくい。</li> <li>2. 高齢者への共感の必要性 地域・行政を通じて高齢者への共感というものを意識づけしていく必要性がある。</li> </ol>

団 体 名	取 組 ・ 課 題
諫早市高齢介護課	<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動支援事業推進協議会の開催</li> <li>・ 各組織等で実施可能な見守り活動への協力依頼や支援</li> <li>・ 生活課題への対応を通じた見守り支援への取組み</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組みに対しての地域差（個人差）の解消</li> <li>・ 見守り協力員不在の登録者に対する見守り体制整備</li> <li>・ 協力員の認識度の把握及び協力依頼対策</li> <li>・ 住基情報と実態が異なる対象高齢者の把握</li> </ul>
長崎県地域包括・在宅支援センター協議会	<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等見守り支援ネットワーク会議</li> <li>・ 高齢者等見守り支援マップの作成</li> <li>・ 高齢者等見守り支援の講演会開催</li> <li>・ 見守り声かけ模擬訓練の実施</li> <li>・ 先進地の視察</li> <li>・ 相談窓口の周知と徹底</li> <li>・ 地域包括ケア会議でのケース検討</li> </ul> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りを受ける側の高齢者の認識の違いや拒否など</li> <li>・ 介護予防の意識付けや周知の遅れ（元気で活動的な時期は拒否的で介護が必要な状況になって相談）</li> <li>・ 個人情報の取り扱い</li> <li>・ 見守る側の人員の不足</li> <li>・ 高齢者の「誰を」「どこまで」必要なのかといった範囲の決定</li> <li>・ ネットワーク会議での委員の役割がそれぞれあるが、早期発見見守りチームやサービス介入チーム・関係機関介入支援チームなど役割があり一堂に会するには人数が多すぎるが別々では連携が取れにくい</li> </ul>

団 体 名	取 組 ・ 課 題
長崎県社会福祉協議会	〔取組〕 ・ 地域福祉計画に対応した地域福祉活動計画の策定促進 ・ 市町社会福祉協議会における要援護高齢者等支援の取組み 〔課題〕 ・ 計画策定後の進行管理 ・ 更に小地域での地域福祉活動計画の策定や・未策定の市町や市町社協への計画策定の促進が必要
長崎県主任児童委員連絡会	〔取組〕 ・ 保育所、幼稚園、学校と民生委員児童委員等とのネットワークによる情報交換・課題解決 〔課題〕 ・ 課題を抱える親子の生活実態を把握しにくくなっている 《個人情報、オートロックなど建物の構造上、共働き》

## 《参考》老人クラブの取組み

### 老人クラブの友愛活動について

老人クラブ連合会ではひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対して、老人クラブの会員が訪問をして話し相手となる友愛活動や地域の高齢者の交流の場としてサロンの運営に取り組んでいます。

#### 友愛活動について

地域に暮らす病弱やねたきり、ひとり暮らしなどの高齢者を定期的に訪問し、「話し相手」になることによって暮らしを支える助けになろうというものです。

また、語り合いの中で困っていることや悩みに気づいたり、相談を受けた場合、その人の必要に応じて手助けをしたり、地域の支え合いの輪へとつなげていこうというものです。

#### 《活動のポイント》

- 1．対等の友人として支え合おう
- 2．対応は無理せず柔軟に
- 3．五感を使って見守ろう
- 4．情報を届けよう
- 5．プライバシーを守ろう



6. 家族への理解と信頼関係を大切に
7. 記録をつけよう
8. ひとりで抱え込まず相談しよう
9. 地域のネットワークを知ろう
10. 緊急時の対応に備えよう

### サロン活動について

近年、地域が変容し人間関係が希薄化するなかで、高齢者の孤立が社会問題となっています。老人クラブでは地域の高齢者の閉じこもりを防ぎ、心身の健康づくりや介護予防につなげる集会型の「サロン活動」を展開しています。

#### 《サロン活動の特徴》

##### 1. 歩いていける場所

家から歩いていける範囲が基本です。

##### 2. 出入りが自由

いつ来ても、いつ帰っても大丈夫な自由な雰囲気。

大切なのは、顔を出してくれること、少しでも参加してくれることです。

##### 3. できる人ができることを楽しみながら

サロンの中に「お客さま」はいません。

一人ひとりができることを通じて、楽しく居心地の良いサロンを作っていきます。

##### 4. やりたいことをやる

「おしゃべり」だけでも大丈夫です。

会話によるふれあいは何より楽しいものです。みんなで気軽な会話を楽しみながら、やりたいことに取り組みます。



## 《サロンの効果》

サロン活動は「外出のきっかけ」をつくります。  
そして、次のような効果も期待できます。

### 1．地域とつながる・仲間ができる

サロンに参加すると、顔見知りができ地域とのつながりが生まれます。  
気の合う人を見つけて友だちになれば、出かける楽しみも増えてきます。

### 2．心の健康づくり

自分の話を聞いてもらえること、たあいのないおしゃべり、歌やゲームなど、楽しい時間を過ごすことで心が明るくなります。役割をもち、必要とされる喜びが、生きがいや社会参加意欲にもつながります。

### 3．体の健康づくり

サロンで行う体操や血圧測定、健康指導など自分の健康を意識する習慣がつかます。また、近くのサロンに行くのも、正しい姿勢を意識して歩けば運動《健康ウォーキング》になります。

### 4．情報を受け取る

サロンには生活に役立つ情報が寄せられます。  
また、会話を通じて、地域の様子や仲間の近況を知ることできます。



サロンのイメージ ~できることから初めて、継続した運動をめざそう~

- 1.対象者 地域の高齢者
- 2.開催場所 参加者が歩いていける範囲
- 3.開催頻度 月1回～週1回
- 4.活動内容 会話を中心に、参加者の興味や関心に合わせて自由を考える。
- 5.参加費 運営は、参加費（100円～300円程度）でまかなうのが基本。

## 《参考》自治会の取組み

長崎市鶴の尾自治会の取組みについて

長崎市鶴の尾町では高齢者の生活支援を目的に自治会有志で鶴の尾町「助っ人隊」を発足させ、一人暮らしの高齢者を最優先に網戸や障子の張替え、庭木の剪定や家具の移動など高齢者の生活支援に取り組んでいます。

### 1. 「助っ人隊」の組織

助っ人隊には17人が登録しています。内訳は退職者7人、有職者5人、女性5人。活動の性格上退職者が中心となって活動しています。

### 2. 見守り世帯について

鶴の尾町の高齢化率は14%。自治会加入者で70歳以上の高齢者は、平成23年9月現在79世帯89人となっています。

生活支援活動の対象となる高齢者は、

1人暮らしの世帯は70歳以上

夫婦のみの世帯は、いずれかが80歳以上

同居の世帯は80歳以上

を抽出し、その他、見守りが必要な世帯を加えています。

また、介護の世帯や救急搬送を要請した世帯なども見守り世帯に加えています。

### 3. 生活支援状況

生活支援の内容は、高いところでの作業、重いものの移動を中心に年に約40回の生活支援を行っています。《例》

電球、電池の交換 レンジフードの掃除、各種フィルターの交換 絨毯とカーペットの取替え すず払い、カビ落とし 家具の移動、不用家具の処分

網戸や障子の張替え等 庭木の剪定、草刈 よしずの設置 防鳥ネットの展張 ウッドデッキの塗装 ヘビの死骸の除去 蜂の巣の除去 各種相談（訪問販売、不審郵便物、地デジテレビ等）

〔次ページに続く〕

〔前ページから〕

#### 4. 民生委員等との連携について

活動開始前に地区民生委員と一緒に家庭を訪問し、活動を通じて把握した事項については「見守り世帯連絡カード」を作成し民生委員と情報の共有化に努めています。また民生委員が把握したことで助っ人隊で処理出来る生活支援については積極的に連絡してもらい迅速に対応するようにしています。

また地域包括支援センターとは認知症予防の講話の依頼等連携に努めています。

#### 見守り世帯連絡カードと見守りネットカード

氏名	姓	名	電話番号	( )
生年月日	大	期	年	月
住所	〒 ( ) 町 ( ) 丁目 ( ) 番 ( ) 号 ( )			
同居家族(人)	姓	名	生年月日	年齢
近隣の機関等	名称	住所	電話番号	( )
把握事項				
その他				

一応の状況	見守り世帯	安否確認の方法
性別	氏名	声かけ
年齢	住所	近隣訪問
住所	電話番号	犬小屋
近隣	( )	買い物
近所	( )	洗濯物
(住居の割合の把握状況) 把握 ( )	( )	郵便
色紙	( )	散歩
安心ネット	能力員の設置	自主防
近隣訪問	<input type="checkbox"/>	新聞
安心カード	<input type="checkbox"/>	牛乳等
	<input type="checkbox"/>	物置
	<input type="checkbox"/>	ゴミ出し
	<input type="checkbox"/>	閉戸
	<input type="checkbox"/>	欄内の灯
	<input type="checkbox"/>	クアマナ
	<input type="checkbox"/>	その他
能力員1	能力員2	能力員3
電話番号	電話番号	電話番号
( )	( )	( )
[備考]		



## 《参考》主任児童委員連絡会の取組み

長崎県主任児童委員連絡会（長崎県民生委員児童委員協議会）の取組み  
 子どもたちは1日のほとんどを保育所、学校で過ごしているため学校や地域と連携しながら見守りをする必要があります。そのため長崎県民生委員児童委員協議会では学校、保育所、幼稚園等と連携にかかる協定を結び、定期的に学校等と会合を持ち、その中で配慮を要する子どもたちについて情報提供を受け、学校や地域と連携しながら見守る体制をとっています。

### 学校、保育所、幼稚園等との協定書

#### 保育所、幼稚園と民生委員・児童委員の連携にかかる協定書

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、身近に子育てを交える人が少なくなり、また、地域コミュニティの希薄化が進み、気軽に子育ての相談ができるような身近な場所のつぎあひも減少するなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援する取組が強く求められています。  
 保育所、幼稚園においては、子どもたちの健やかな成長のために、地域との連携がますます重要となっています。  
 このため、保育所、幼稚園と地域における身近な相談・支援者である民生委員・児童委員及び主任児童委員が日常的な連携、協力による子育て支援体制を構築していくことを決意し、下記の事項について合意します。

#### 記

- 1 保育所、幼稚園と民生委員・児童委員は、地域におけるお互いの役割を理解し、相互の連携、協力関係を築きます。
- 2 保育所、幼稚園と民生委員・児童委員は、地域や園の実情に応じて、定期的な情報交換の場を設けます。
- 3 保育所、幼稚園と民生委員・児童委員は、共通理解のもとに、地域の子どもや子育て家庭が抱える様々な課題の解決に向けて、連携して取り組みます。

平成 〇年 〇月 〇日

長崎県民生委員児童委員協議会

長崎県保育協会

長崎県私立幼稚園協会

長崎県公立幼稚園協会

長崎県子ども政策部

#### 学校と民生委員・児童委員の連携について

不登校、いじめ、児童虐待など子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況にあり、子どもを健全に育成するために、学校と民生委員・児童委員及び主任児童委員が連携して取り組むことが必要である。

そこで、日常的な連携体制を構築していくことを目指し、下記の事項について合意する。

#### 記

- 1 地域の実態に応じて、学校と民生委員・児童委員との連絡会を定期的に関係し、情報交換等を行う。
- 2 民生委員・児童委員は、学校における児童生徒の問題を把握し、協力する。
- 3 学校長はじめ全教職員は、校区の民生委員・児童委員の役割を理解し、協力関係を築く。

平成 〇年 〇月 〇日

長崎県民生委員・児童委員協議会

長崎県校長会

長崎県都市教育長協議会

長崎県町村教育長会

長崎県福祉保健部長

長崎県教育委員会教育長



## 6. 見守り活動の共通の課題

「5. 地域団体等の取組の現状等(3ページ)」で整理した地域団体等の高齢者に対する見守り活動や地域における高齢者に関する活動の課題は共通のものが多く、整理すると概ね次のとおりです。

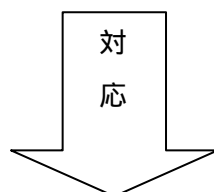
### 社会環境の変化に伴う課題

見守り対象となる高齢者等が増加する一方、見守り手である地域団体の増強が見込まれない中で、これまでの活動方法では、十分な見守り活動を行うことができなくなってきた。

近隣住民とのつながりが薄く、他者に対する関心の低下等もあり見守り対象となる高齢者等を見つけ出すことが困難になるとともに、高齢者等からの働きかけや参加が少なくなっている。また援護者の確保が困難となっている。

他者との関りや支援を拒否する人が増え、そのアプローチが難しい。

また、オートロックなどの建物の構造、共働きの家庭の増加等もあり課題を抱える高齢者等の生活実態の把握が困難となっている。



見守る側の負担を軽減する方法の検討が必要。「見守られ上手の勧め」

第7章 広報・啓発の意義 (P59)

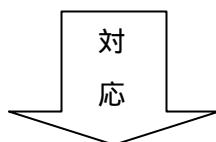
地域の見守りから公的サービス、専門的対応が必要なレベルまで支援の必要度に応じた重層的なアプローチが必要である。第4章 見守りの方法 (P37)

日々の買い物支援や転倒防止教室など高齢者等の関心が高い支援メニューの提供が必要。地域によって様々ですので各地域にどのようなメニューがあるかは県社協ホームページ

[http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search\\_shakyo/sha\\_list.php](http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search_shakyo/sha_list.php)  
をご覧ください。

## 個人情報保護等に伴う問題

個人情報や個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりとともに、高齢者等の情報の把握をすることが難しくなっている。

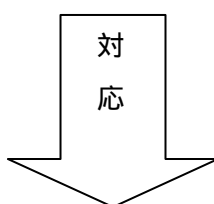


高齢者本人の同意によって、共有を進めるなど個人情報の管理方法のルールづくりが必要。 第5章 個人情報の取扱い (P47)

## その他の課題

地域団体や関係機関の活動は、個々に実施されていることが通常であり各団体の活動状況が総合的には把握されていない。

任意の団体であるため活動に制約がありどの程度活動すべきか判断に苦慮する。



地域の情報を地域団体や関係機関で共有する仕組み（ネットワーク化）が必要。 第2章 見守りネットワークの構築 (P17)

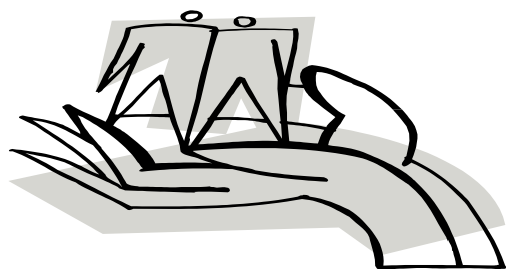
\* ネットワークには、一本化した窓口や核となる組織（たとえば包括支援センター (P26)）が必要であり、実際は地域の実情に応じて協議会で決めることとなります。

## 7. 高齢者の見守り等支援の利用意向の有無等と活動の現状

高齢者を、見守り等支援の必要性とその利用意向の有無により4分類し、その分類した高齢者ごとにどのような見守り活動等による支援（見守り活動そのものではないが、高齢者に対するサービス・活動等による支援を含む。以下「見守り等支援」という。）が行われているかを整理しました。

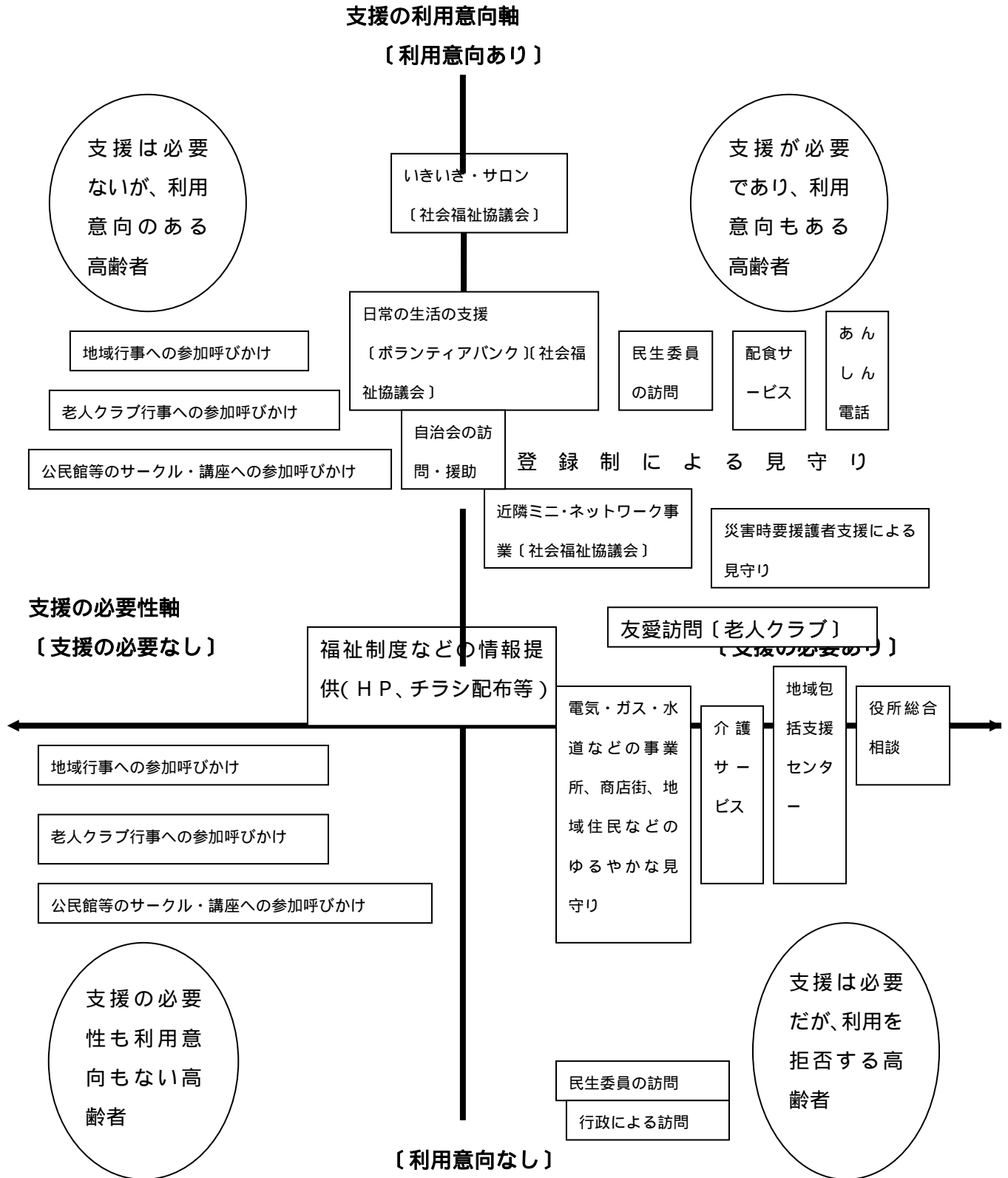
見守り等支援の必要な高齢者（孤立しやすい者）

在宅のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する者で、かつ親族や近隣住民とのつきあいが希薄である者。





《高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ》



## 第2章 見守りネットワークの構築

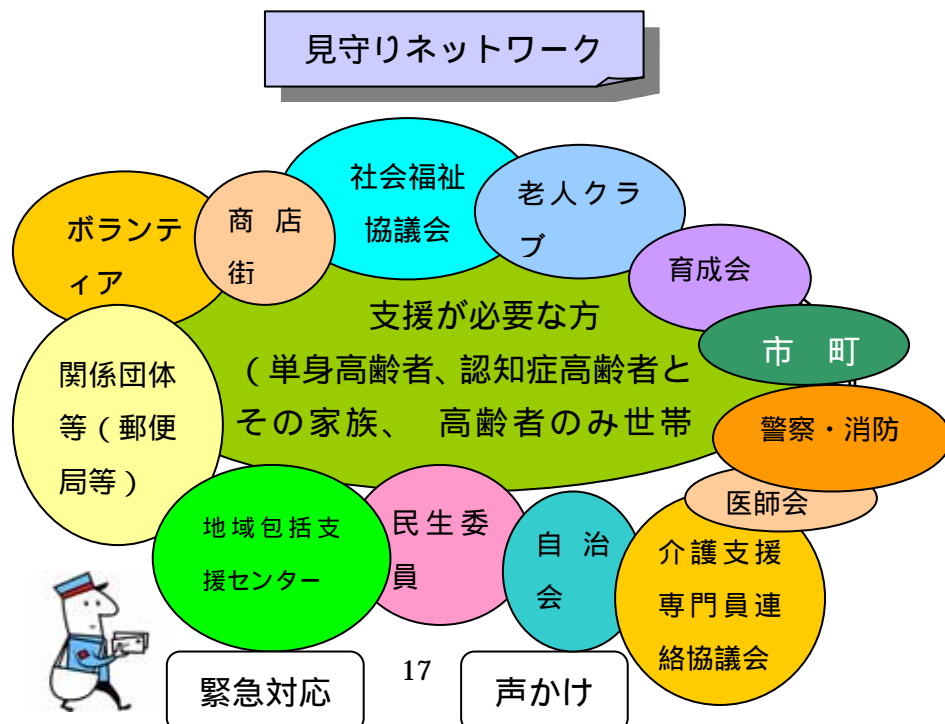
### ネットワークって誰が作るの？ -

#### 1. ネットワーク構築の意義

ひとり暮らし高齢者等の見守りについては、前段で記述しているように、民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ等により行われていますが、これらの見守りの多くは、それぞれの団体が独自の情報をもとに活動を行っており、情報の共有が図られていない状況にあります。このため、複数の団体が見守っている高齢者がいる一方で、誰からも見守られていない高齢者もいるという状況が想定されます。

そこで、これらの団体が、ひとり暮らし高齢者等の見守りについて意志の統一を図り、ネットワークを結ぶことによって、それぞれの持つ見守りに関する情報を集約し、見守りの必要な高齢者等を確実に見守っていく体制（見守りネットワーク）を構築することが必要になってきます。

一口に地域といっても、住宅密集地と過疎地、高齢化の状況等によりそれぞれ特性があり、見守りの担い手も、老人クラブや地区社会福祉協議会の有無、地域団体の活動状況により大きく異なります。従って、見守りネットワークの構築方法、内容は画一化したものではなく、地域の実情に応じたネットワークを構築していただきたいと考えています。参考例として「高齢者見守りネットワーク協議会設置要綱」を掲載しました。



(協議会設置要綱の作成例)

〇〇市高齢者等見守りネットワーク協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、行政や地域等が一体となって高齢者等の見守り等を実施し、高齢者等が住み慣れた地域で安心した生活を確保できるようにするために、〇〇市高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げるものについて、情報交換及び実施上の諸問題について協議を行う。

- (1) 高齢者等見守り活動
- (2) 徘徊高齢者の支援体制
- (3) その他

(組織)

第3条 連絡会の委員は〇人以内とし、次の各号に掲げるものの代表者からの推薦により、市長が委嘱する。

- (1) 町内会連合会
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 介護支援専門員連絡会
- (5) 民生委員・児童委員連絡協議会
- (6) 老人クラブ連合会
- (7) 警察
- (8) 消防
- (9) 民間の関係団体（郵便、新聞、電気、ガス、生活協働組合など）
- (10) 育成会
- (11) 商店街
- (12) 医師会
- (13) ボランティア、NPO

(委員の任期)

第4条 委員の任期は〇年とする。ただし、任期中であっても、その選任された時の職を離れた場合は、委員の職を失うものとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には会長1名、副会長1名を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、議長となる。

(開催回数)

第7条 協議会は必要に応じ開催する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、〇〇課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 2. ネットワーク協議会について

### (1) ネットワーク協議会開催の流れ(例)

- ア 地域における見守り実施(協力)団体による協議会を設置。
- イ 協議会において、見守り活動団体の連携構築及び関連する下記のような諸々の事項について協議する。
  - ・見守り対象者の範囲について
  - ・見守りネットワークの単位
  - ・実態調査方法の検討について
  - ・個人情報取り扱い(管理)について
  - ・見守り者リストの作成(更新)について
  - ・同意書の取扱いについて
  - ・見守りの洩れの確認、調整方法について
  - ・事例検討
  - ・要見守り者情報の活用(見守り活動)一方法の検討について
  - ・その他

### (2) ネットワーク協議会構成団体

構成団体としては、次の団体が考えられます。

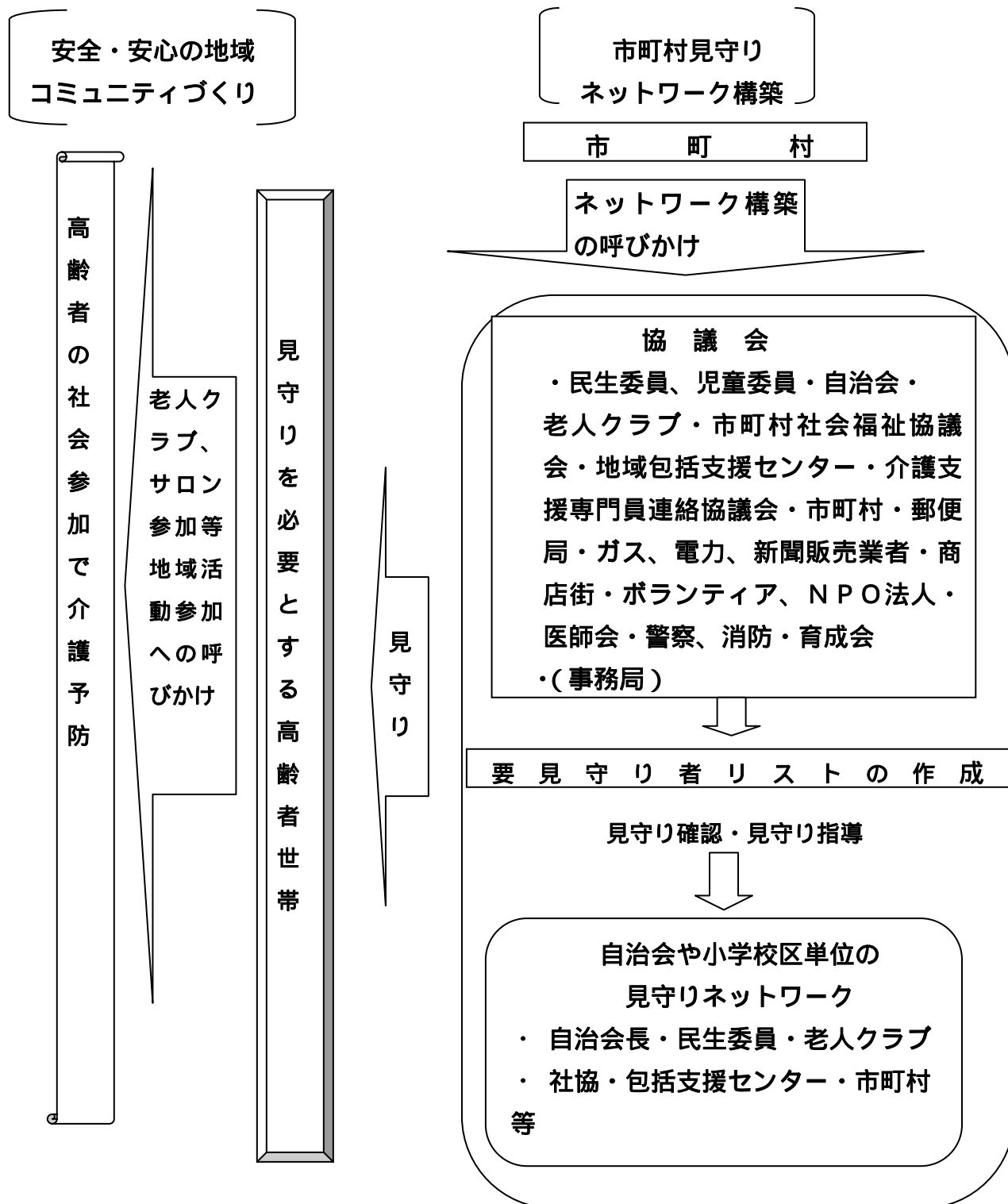
- ・民生委員児童委員協議会・自治会・市町(地区)社会福祉協議会
- ・市町・地域包括支援センター・市町老人クラブ連合会
- ・介護支援専門員連絡協議会・郵便局・ガス、電力、新聞販売業者
- ・商店街・ボランティア、NPO法人・医師会・育成会・警察、消防

できるだけ多くの団体に構成員となってもらい、より充実したネットワークを立ち上げることは大切ですが、初めから多くの関係者を参加させようとすると、ネットワークの立ち上げまでに長い時間がかかると想定されません。民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会などを基本構成として、そこから徐々に参加者数を増やしていく方法が有用かもしれません。

### (3) ネットワーク協議会事務局のはたらき

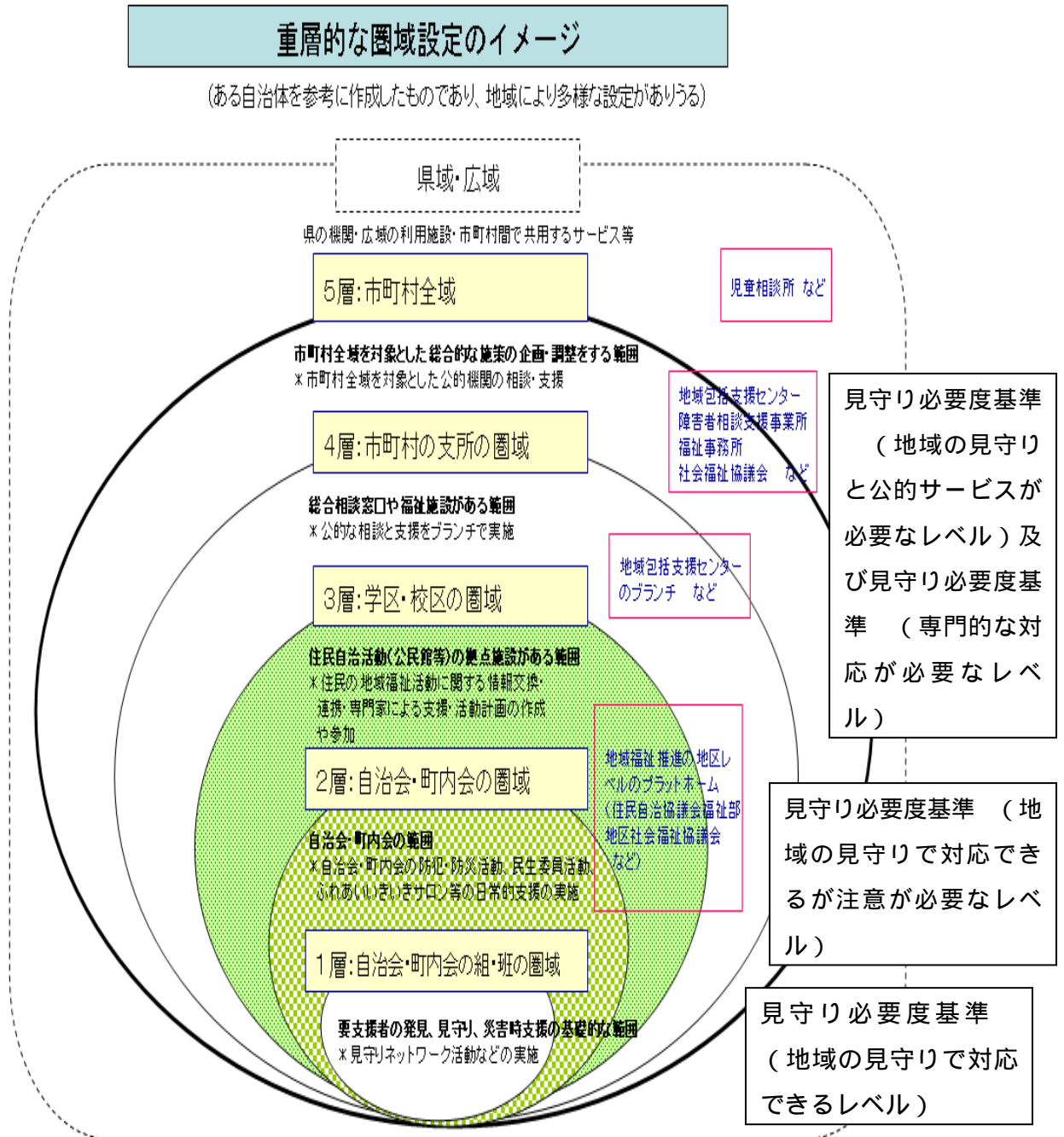
ネットワークの事務局には、協議会の事務のほか行政区や小学校区単位でのネットワークの構築や、情報の管理等大きな役割を持つこととなります。

事務局となりうる組織としては、市町、地域包括支援センター、市町社会福祉協議会等が想定されます。



#### (4) 重層的なネットワークの必要性

地域においては、下図のように重層的に圏域を捉えることができますが、ネットワークが有効に機能するためには、できるだけネットワークを重層的に構築することが望まれます。



### (5) ネットワーク構築に向けての視点

高齢者等見守りネットワークを構築するに当たっては、まず、地域団体や関係機関で行われている見守り活動を検証するとともに、活動を継続していくため対応すべき課題を整理する必要があります。広島県広島市中区基町地区の事例を通して考えていきましょう。

#### 広島市中区基町地区の概況

基町地区は、広島市内でも高齢化が著しい地域であり、老朽化した市営住宅の入居者の高齢化への対応が課題となっていました。

- ・ 人口：6,182 人
- ・ 高齢者数：2,228 人（高齢化率：36.0%      広島市平均：16.3%）
- ・ 一人暮らし高齢者数：937 人（在宅高齢者の 45.8%      広島市平均：17.3%）

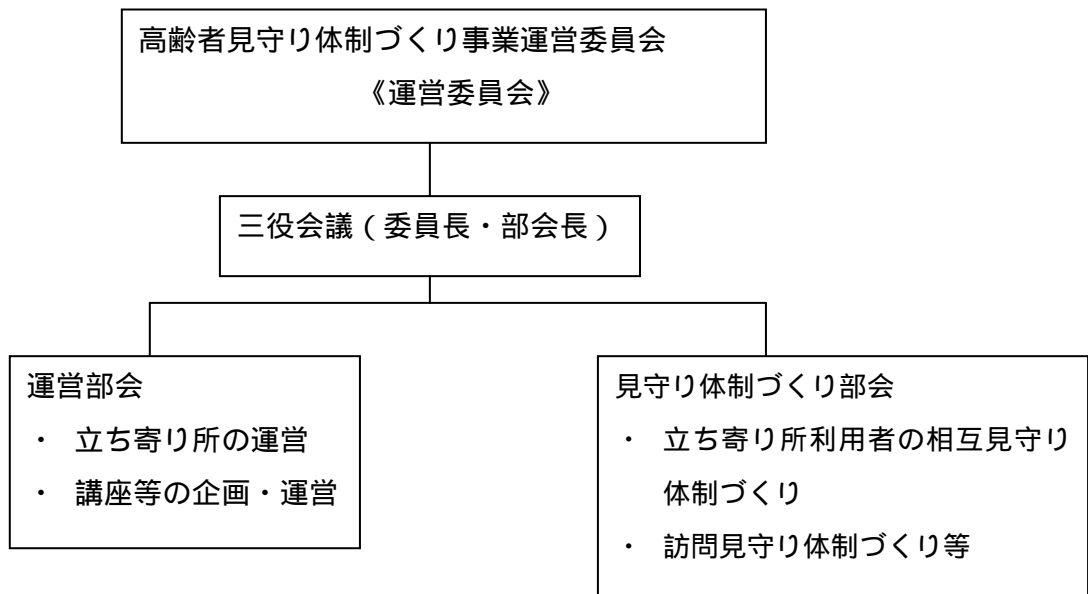
#### 実施体制

従来、民生委員やボランティア巡回相談員による高齢者の見守り活動を中心として、老人クラブによる友愛訪問、地区社協によるいきいきサロンの開催等をそれぞれの団体が行ってききましたが、高齢者人口の増加に伴い、民生委員中心の活動が難しくなってきたため、地域が一体となって、この課題を解決するためのネットワークを構築（平成 19 年 7 月）しました。

実施主体として、地区社会福祉協議会に、地域団体等の代表等で構成する「高齢者見守り体制づくり事業運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置しました。



# 広島市基町地区の実施体制



## 《運営委員会の構成員（17名）》

区 分	人数
地区社会福祉協議会役員	6
地域福祉推進員	1
自治会役員	2
地区民生委員児童委員協議会役員	3
地区老人クラブ連合会役員	1
地区母親クラブ役員	1
地区女性会役員	1
中央公民館長	1
基町地域包括支援センター長	1

〔地域住民〕地区社会福祉協議会に運営委員会を設置し、地域団体等の主な役員を構成員にしたことで、地域全体での高齢者の見守り体制の基礎が整いました。

〔行政・専門職〕中央公民館長、基町地域包括支援センター長を構成員にしたことで、行政的なノウハウ、福祉の専門的なアドバイスを受けることができました。

### ネットワークの構築

地域全体で高齢者を見守る体制として、地域団体、関係機関、事業所、商店街、高齢者本人等を構成員とする「基町地区高齢者見守りネットワーク」を構築しました。各構成団体等には、運営委員会が趣旨を説明し、協力を求めました。

必要な情報の収集や提供、多種多様なニーズの相談に対応することができ、継続的な支援が可能となりました。



また、地域住民が主体となってネットワークを構築することにより、地域の実情を踏まえた具体的な取組ができました。

(構成団体等)基町地区社会福祉協議会、基町地区民生委員・児童委員協議会、基町連合自治会、基町学区老人クラブ連合会、基町地区女性会、基町高齢者見守りネットワークの担い手：ボランティア・普段関わりのある人(場所)など、中区健康長寿課、基町地区包括支援センター、中央老人福祉センター、中央公民館、基町交番(県警)、基町出張所(市消防局)、基町郵便局、商店街、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、高齢者本人

## 【事例を通して見えてきたネットワーク構築に向けての視点】

### 地域のことは、できるだけ地域で

“遠くの親戚より近くの他人”、住民がボランティアとして活動に参加  
住民同士が交流するきっかけづくりに

### できることから始める

住民の負担が少なく、長続きする形での活動を展開

多くの住民がボランティアとして参画し、無理なく負担のない活動が可能  
自分たちができる取組を継続することにより、問題解決のためのノウハウが蓄積され、コミュニティの活性化、地域力の再生につながっていく

### 今あるものを活かす

新しい制度を作ったり、新しい建物を整備しないで、現在の制度や地域資源を活用

「ふれあいサロン ほのぼの基町」の運営

- ・ 高齢者が気軽に立ち寄ることができ、高齢者の交流や情報交換の場となる「立ち寄り所」として平成19年4月に設置。
- ・ 市営ショッピングセンターの空き店舗を活用(店舗の賃料は広島市が減免)
- ・ 利用者がボランティアスタッフ(常駐)と一緒にお茶を飲んだり簡単な折り紙をしながら話をする「交流・くつろぎの場」と、定期的な講座を開催する「自己啓発・いきがいの場」の二つの機能を持たせました。

### 3 . 情報共有化のための基本的考え方

高齢者等見守りネットワーク構築に当たっては、関係者が必要とする高齢者等の情報を共有することが必要不可欠です。

このことから、情報の共有化のための基本的な考え方を次のとおり整理してみました。

基本原則 = 本人の同意が得られていること

情報の提供・共有の適否を関係者で検討

- ・ 要支援者にとっての最善の策は何か。
- ・ その策を進めるにあたっては、情報を提供することが必要か。
- ・ 提供することで本人や世帯の利益につながるか(相手の感情を害するなどして今後の支援に支障をきたすことにならないか。)
- ・ 情報を提供する相手方の範囲や内容、方法はどのようにしたらよいか。

本人の同意を得る〔 〕

- ・ 関係者に情報提供をすることだけでなく、その目的や範囲、内容、方法について了解を得る。

作成目的の明確化：見守りに使用することを明確にする。

- ・ 本人からの求めがあった場合には、保有している情報を削除することを周知する。

最小限の人数に

- ・ 情報提供することが必要な最小限の範囲の人数に限定する。

最小限の情報を

- ・ 支援をするにあたっては必要な情報に限り提供する。

不要な個人情報は収集しない。

適切な手法・方法で

- ・ 情報提供の相手方に守秘義務が及ぶこと、目的以外には使用しないことを説明  
個人情報の適切な管理を確保する。

- ・ 支援関係者の話し合いの場を持つ場合は、会場の設営等において、プライバシーに配慮する。

- ・ 文書やファクシミリ、電子メール等でやりとりする場合には、他に漏れないよう、特に取扱いに注意する。

本人の同意を得ることを必要としない場合としては、次の点が挙げられます。

法令に基づく場合	高齢者虐待防止法に基づく通告、捜査機関による調査
人の生命、身体又は財産の保護のために必要かつ緊急の場合で、本人の同意を得る暇がない場合	急病となって処置が必要な場合に、医師に状況を説明する場合
	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、既存の資料をもとに手分けして避難をよびかける場合



#### 4 . ネットワークの有用性（地域包括支援センターが核となったネットワーク）

地域包括支援センターが核となっていく総合相談支援業務や権利擁護業務のネットワークは、高齢者の見守りネットワークとしても有効に活用できます。もとより、高齢化や核家族化における「高齢者の孤立」は、孤独死の防止、認知症高齢者の増加、高齢者虐待の要因、災害時における援護の対象として一体的にとらえることが必要であり、それぞれの取組について特別なネットワークが必要となるものではありません。

各種ネットワークを有機的に連携させ、共通のプラットフォームとすることにより、様々な分野での活用が効率的に図られるものと考えます。

(愛媛県宇和島市地域包括支援センターの事例)

～地域包括支援センターを核とした高齢者支援見守りネットワークの構築～

地域包括支援センター(ネットワークの核)

協力事業所や見守り推進員からの連絡により(状況確認・緊急対応・必要な福祉などのサービスの調整)を行います。

協力事業所(ネットワークのアンテナ)

業務中に発見した高齢者の異変や気がかりな点などを地域包括支援センターに連絡します。(警察署・消防署・郵便局・四国電力・JA・水道局・配食事業者など)

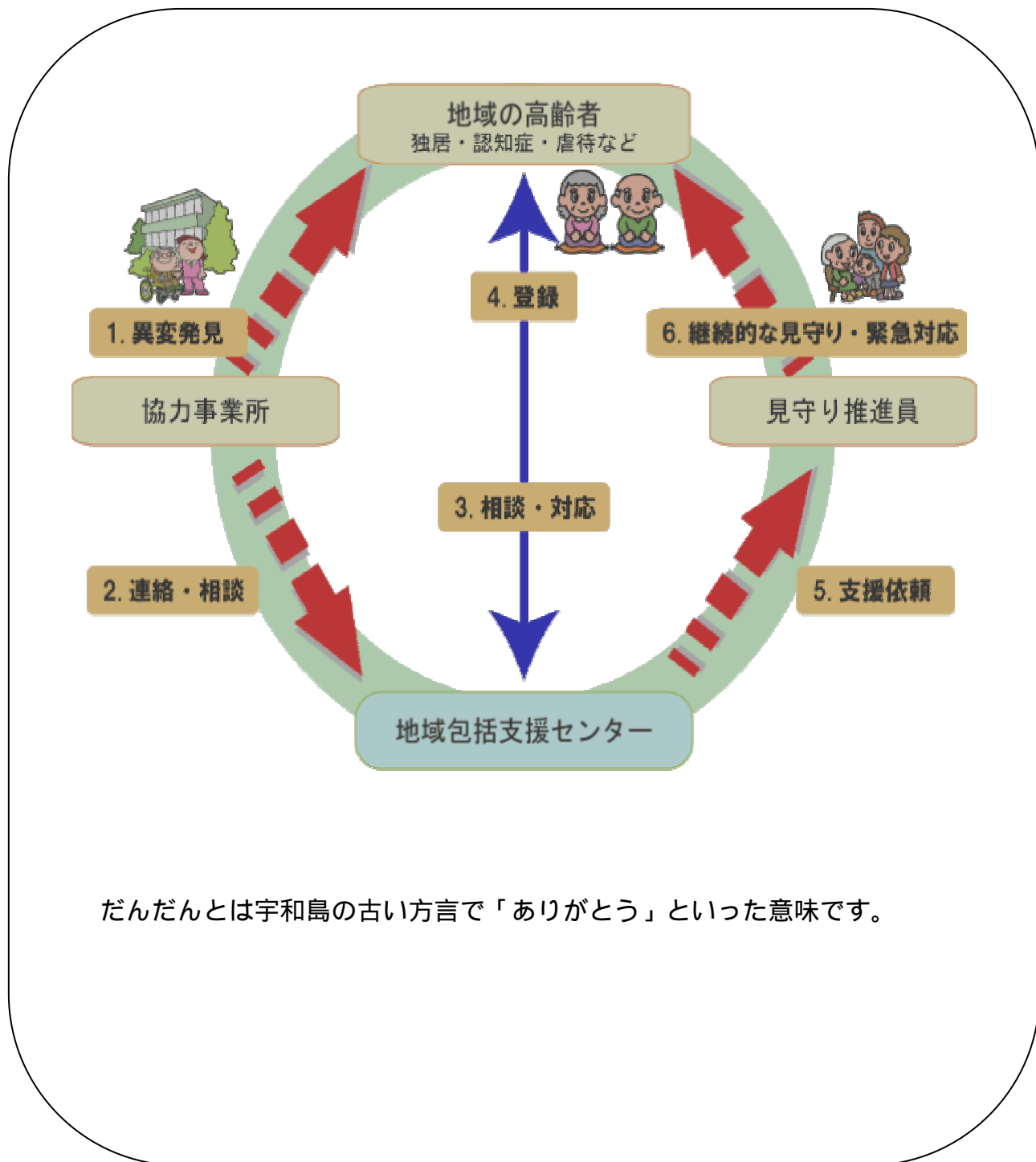
高齢者



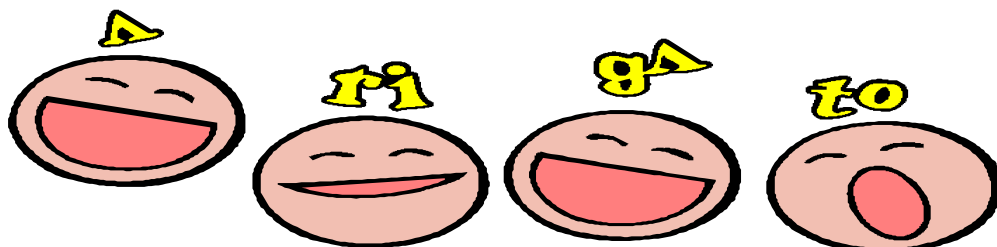
見守り推進員(ネットワークの担い手)

日常のふれあいの中で、声かけや見守りを行います。高齢者が地域で安心して過ごしていただくための身近な存在です[地域のボランティアの方々です(民生委員など)]

「だんだんネット」による見守り活動は、協力事業所などが日常業務等の中で、地域の高齢者などの異変や生活上の支援などに気づいたら(1.異変発見)、その情報を地域包括支援センターに連絡し(2.連絡・相談)、地域包括支援センターが高齢者の現状把握・対応(3.相談対応)を行い、その後も地域の見守りを希望する高齢者(4.登録)に対しては、見守り推進員と地域包括支援センターが(5.支援依頼、6.継続的な見守り・緊急対応)を行うものです。



だんだんとは宇和島の古い方言で「ありがとう」といった意味です。



## 第3章 見守り対象者の把握

### 見守られる人の絞込みはどうやるの？ -

#### 1. 見守り対象者の要件

見守り対象者については、各市町がそれぞれの判断基準で、範囲を決められたらよいと考えています。対象とする範囲を絞れば、本来見守りが必要な方が漏れてしまいますし、逆に対象範囲を広げすぎると民生委員や老人クラブ等の見守る側の負担が大となりますので、地域の実情に応じて決めることとなります。

対象者の要件（判断ポイントの例示）

##### (1)世帯の状況

（例；ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、昼間独居高齢者世帯）

##### (2)他のサービスの有無

（サロン参加者、ホームヘルプサービスや配食サービス受給者は、既に見守りを受けていると判断できます。）

##### (3)高齢者の健康状態

（例；虚弱、閉じこもり、認知症等）

##### (4)年齢

（例；65歳以上、75歳以上）

##### (5)見守り者の有無

（近隣に知人がいて、毎日連絡を取り合っている人がいる場合、その知人によって見守られているとも判断できます。）

#### 2. 見守り対象者の抽出

見守りの要件に見合った高齢者等を、どのように抽出するかについては、いくつか方法がありますが、地域の実情を考慮して可能な限り洩れのない抽出をお願いします。

（参考）対象者抽出方法事例

##### (1)関係機関共有方式

見守り対象者本人から同意を得ない場合であっても、市町の個人情報

保護条例において、保有個人情報の目的外使用・第三者提供を可能とする規定（明らかに本人の利益になると認められる時、個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき）を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有する方式。

#### (2)手あげ方式

見守り対象者リストの作成について広報・周知した後、自ら見守り対象者リストへの登録を希望した方だけの情報を収集する方式。なお、本人の自発的な意志に委ねられているため、十分に情報が収集できない欠点があります。

#### (3)同意方式

支援者が見守り対象者へ直接働きかけ、必要な情報を本人の同意のもとに収集する方式。この方式は、さらに次の2種類に大別されます。

ア 住民基本台帳から対象世帯を抽出し、市町村職員、民生委員が個別訪問して、対象者リストに掲載することによって本人の同意を得る方法。

イ 民生委員、自治会の役員等が日常の活動の中で把握している高齢者等に関する情報をもとに個別訪問し、対象者リストに掲載することについて本人の同意を得る方法。

リスト化に当たり本人からの情報を基に個別訪問が実施され、本人の同意を得てリストに掲載されることから、個人情報の取扱いの問題は発生せず（ただし、対象となる高齢者等に関する情報が十分に把握されていることが必要。）

いずれか単独の方法では難しいため、いくつかの方式を組み合わせ実施していくとよいでしょう。

### 3．実態調査の方法

見守り対象者のリスト作成に当たっては、住民基本台帳を活用し対象者を抽出した場合であっても、把握することが困難な情報もあるので、訪問等により高齢者等の実態を調査し、見守り対象の要件を備えた高齢者等をリストアップしていくことが求められます。

〔神奈川県横須賀市の事例〕

～民生委員の取得・保有する情報を利用し、消防部局と共有～

横須賀市では、一人暮らし高齢者等の把握については、住民基本台帳を用いず民生委員の保有する個人情報を用いています。理由としては「住民基本台帳では単身となっても、実際には同居していたり施設へ入所しているケースも多いため、日常的な個人情報を取得している民生委員の情報を利用した方がより実態に即しているため〔横須賀市健康福祉部長寿社会課〕」とのことです。

なお、こうして登録された一人暮らし高齢者の情報は、市個人情報保護条例に基づき市個人情報保護運営審議会の上を承を経て、市の消防総合情報システムに入力され、消防部局においても要援護者情報として活用されています。

〔長崎県諫早市の例〕

長崎県諫早市では地区社会福祉協議会が実施する「見守りネットワーク活動」の全面的な支援を行っており、65歳以上の一人暮らしの高齢者の方や要介護者のいる世帯等から地区社協の構成員である民生委員を通じて要援護者登録申請書を提出してもらい登録をしています。





要援護者登録申請書

鎌早市 鎌 早 幸子

平成 21 年 7 月 21 日

私(要援護者本人)は、日常生活や緊急時などに地域の支援を求めたいので、下記内容各分欄を必ず  
 とし、18歳未満者情報の提供を本人に依頼した関係機関等へ本情報を提供することを同意します。  
 また、今回申請した内容と、市が保有する各情報との照合確認作業について、併せて同意します。

登録NO.	5000000	照会コード	
情報提供の同意	本市同意・一部同意・同意なし		

1 要援護者本人の情報

※1-3の [ ] 内は、必ずご記入ください  
 ※本人以外が代理で申請する場合は代理人の氏名を記入してください。

フリガナ	鎌早 幸子	性別	女
氏名	鎌早 幸子	生年月日	大正01年01月01日 (97歳)
住所	鎌早市東小路町7-1	世帯状況	同居家族 1人 [ 要 援 護 者 ]
出生年月日	大正01年01月01日 (97歳)	自治会名	東小路町
職業	専業主婦	かかりつけの医療機関	東小路病院

行政や関係機関からの調査情報や災害情報などの提供や緊急時における連絡の用に必要ですので、可能範囲の記入を行っていただくようお願いいたします。

2 要援護者の支援区分等

※該当する番号を○で囲んでください。(記入は任意です。)

A	介護保険制度受給者	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2(要介護3)	要介護4・要介護5
B	身体障害者(児)	障害程度: 1級・2級・3級	
C	知的障害者(児)	障害程度: A1・A2	障害程度: 1級・2級
D	高齢者(65歳以上)	1 ひとり暮らしの高齢者(2) 高齢者のみの世帯 3 要介護高齢者のみの世帯	

身 長 160 体 重 60

3 緊急時の連絡先 (家族、親族等)

氏名	鎌早 幸子
住所	鎌早市飯盛町1929-3
電話番号	0957-48-1111
携帯電話	090-8888-6666
Eメール	limori@abweb.ne.jp

今回申請していた本人情報については、日常生活や緊急時などに地域における支援及び要援護者  
 支援に際しては必ずこの申請書では使用しません。

4. 要支援者・要介護者

※近隣の方で、日頃から要援護者の方の身寄りや、ゴミ出しなどの支援を行った方、  
 災害時において要援護者の方の避難のサポートを行った方、

氏名	多島 幸子	関係	隣人
住所	鎌早市東小路町7番2号	氏名	高木 太郎
電話番号	0957222354	住所	鎌早市東小路町18番1号
Eメール	0908887777	電話番号	0957-22-2366
Eメール	tsu@abweb.ne.jp	携帯電話	090-6666-7777
支援内容	週に3日程	支援内容	週に2日程
支援程度	週に3日程	支援程度	週に2日程

氏名	小島井 次郎	関係	おい
住所	鎌早市小島井町999	氏名	森山 花子
電話番号	0957-99-9999	住所	鎌早市森山町11
Eメール	090-4444-2222	電話番号	0957-77-4444
Eメール	iro@hardbank.ne.jp	携帯電話	090-1234-5678
支援内容	月に1日程	支援内容	月に2日程
支援程度	月に1日程	支援程度	月に2日程

5 特記事項

※災害等の避難支援に列して必要なことなど記入してください。  
 家族・親族など4親等までの方  
 (子・配偶者・父母・孫・姉妹・いとこ等)は保護の障壁対象  
 特別トイレを要する。ベッド必要。  
 外のため記入は不要です。

6 本人以外が代理で申請する場合

※本人が申請する場合に記入不要です。

代理人氏名	鎌早 一郎	要援護者との関係	子
住所	鎌早市東小路町1番1号 (アパート等)		
電話番号	(0957) 99 - 9999		

7 要援護者の住所

(住所)

鎌早市東小路町1番1号

【住所・変更】  
 住民基本台帳における住所  
 鎌早市東小路町9番1号  
 上記の住所と異なる住所に要援護者の住所を記載する場合は、  
 変更理由を、欄内で一言記入してください。

鎌早市長

# 要援者登録のご案内

## 要援者登録とは？

一人暮らしの高齢者や障害者のみの世帯、重度の障害者など、日常生活に支障が認められる人や、災害時の対策に必要となる人を、あらかじめ把握し、援助から地域に住民の方におしえてまいります。助けてあげたい人を日増すものです。



## 要援者の登録制度とは？

- ① 事前に登録をお願いします。
- ② ご近所の人などで支援してくれる人（見守りネットワーク協力員）を登録してご本人で気づいていただく。要援者台帳に登録することによって助援を得ます。
- ③ 登録する際、支援のために必要な個人情報（「見守りネットワーク」活動参加者情報）及び「見守りネットワーク」活動参加者情報（「見守りネットワーク」活動参加者情報）を登録させていただきます。



お問い合わせ先は 鎌田市健康福祉部 福祉課 電話：0957-22-1500  
FAX：0957-22-1501

## 見守りネットワーク協力員とは？

見守りネットワーク協力員とは、要援者への日頃の見守りや、いざというときの安全確認、災害時に必要になった場合の緊急通報などの連絡、援助を行います。ただし、できる範囲での支援であり、責任を負うものではありません。

要援者数（見守りネットワーク）	1,410名
見守りネットワーク協力員数	7,000名
見守りネットワーク協力員登録率	約50%
見守りネットワーク協力員登録率（見守りネットワーク）	約50%
見守りネットワーク協力員登録率（見守りネットワーク）	約50%

【見守りネットワーク活動参加者情報】  
鎌田市健康福祉部 電話：0957-22-1500/FAX:0957-22-1501

## 7 日常生活の状況

移動	1 歩行できる	2 杖などにつかまればできる	3 できない
外出	1 している	2 頻りにしている	3 していない
読書	1 できる	2 手助けがあればできる	3 できない
掃除	1 できる	2 手助けがあればできる	3 できない
洗濯	1 できる	2 手助けがあればできる	3 できない
健康状態	1 良好	2 やや不良(症状、腫瘍)	3 不良(症状)
言語	1 通じる	2 少し不通	3 不通
視力	1 見える	2 あまりよく見えない	3 見えない
聴力	1 聞こえる	2 聞き取りにくい	3 聞こえない

## 生活に困難されており、生活保護制度に関する相談が必要と思われる。

高齢福祉サービス利用状況	□1 緊急連絡システム □2 緊急サービス □3 緊急高齢者見守り事業(OPs) □4 生活活動用具貸付サービス □5 器具洗濯機修理サービス □6 日常生活用具貸付サービス
介護福祉サービス利用状況	□1 訪問介護 □2 訪問看護 □3 訪問入浴介護 □4 デイサービス □5 通所リハビリ □6 ショートステイ □7 高齢型ショートステイ □8 福祉用具貸付 □9 居宅介護支援事業
障害福祉サービス利用状況	□1 居宅介護 □2 重度訪問介護 □3 行動援護 □4 療育介護 □5 生活介護 □6 施設入所 □7 重症障害者等宿泊支援 □8 共同生活介護 □9 自立訓練(技能習得・生活訓練) □10 日中一時支援事業 □11 移動支援事業
社会福祉協議会実施サービス利用状況	□1 ふれあい電話 □2 ふれあい電話サービス □3 ふれあい電話いせきサロン

## 8 要援者情報の提供先

見守りネットワークは、下記の「情報提供関係機関等」及び「見守りネットワーク活動協力機関等」へ情報提供を行います。

情報提供先関係機関等	鎌田市 地域包括支援センター 鎌田市社会福祉協議会 民生委員・児童委員
見守りネットワーク活動協力機関等	□1 自治会 □2 鎌田市連合会 □3 地区社会福祉協議会 □4 鎌田市老人クラブ連合会 □5 市西小中学校 □6 鎌田市子ども会育成委員会 □7 鎌市警察署 □8 鎌市消防署 □9 消防団 □10 鎌田市水道局 □11 九州電力(株) □12 九州ガス(株) □13 郵便局(株)

### 高齢者世帯生活状況調査

調査日:平成 年 月 日 調査者:

ふりがな 氏名	男・女	自宅電話	—	本人二重 関係図 男□ 女○ 死亡●■
		自治会名		
住所 諫早市 町 番・番地 号 (※アパート等)	民生委員			
	老人クラブ			
	いきいき サロン			
生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)	世帯状況	1) ひとり暮らしの高齢者 2) 高齢者のみの世帯	
居住状況	1) 一戸建 ( 階建) 2) 集合住宅 ( 階 : エレベーター 有・無 )			
居住年数	1) 1年未満 2) 1~5年未満 3) 5~10年未満 4) 10年以上30年未満 5) 30年以上			
居住環境	○隣宅との距離 ( m程度) ○敷地周辺の坂道 ( 無・有 [勾配: 急・緩やか] ) ○敷地周辺の階段 ( 無・有 [手摺: 有・無] [段数: 多い・少ない] ) ○車の横付け ( 可・不可 )			
かかりつけ 医療機関	○医療機関名		受診: 週・月 回	病名:
	○自宅からの距離 ( km位) ○病院の送迎 ( 有・無 ) ○往診 ( 無・有 [ 週・月 回位] )			
健康状態 (病歴等)				
移動手段	1) 徒歩 2) 車(自分で) 3) 車(同居家族) 4) 車(その他親族) 5) 車(近所の人) 6) 原付・バイク 7) 自転車 8) JR・バス 9) タクシー 10) シニアカー 11) その他( )			
日常の買物	○店名 ( ) ○自宅からの距離 ( km位) ○店の送迎 ( 有・無 ) ○移動販売 ( 有・無 )			
配達店	1) 有り (種類 : 食材・日用品・その他( )) 2) 無し			
交通機関	1) バス停(名前: ・家から km位) 2) 駅(名前: ・家から km位)			

外出	外出の頻度はどれくらいですか。	1) 毎日      2) 週2~3回      3) 週1回 4) 月2~3回      5) 月1回      6) その他(      )
	主な外出先はどちらですか。(複数回答可)	1) 仕事    2) 買い物    3) 通院    4) 散歩や運動 5) 知人や親戚訪問    6) 趣味・娯楽    7) その他(      )
	外出される時、不便・不安に感じることは何ですか。 (複数回答可)	1) 公共交通機関までの距離    2) 公共交通機関の便数 3) 道路の段差    4) 歩道が狭い・無い    5) 照明がない・暗い 6) 休憩場所が少ない    7) トイレが少ない・不便    8) 交通事故 9) その他(      )    10) 特にない
心配事	その他日常生活で困っていること、不安なことがありますか。(複数回答可)	1) 買物・通院等の外出    2) 掃除・洗濯    3) 布団干し 4) ごみ出し    5) 病気・家族の介護    6) 金銭・財産管理 7) 話し相手・近所付き合い    8) 緊急時の対応    9) 防犯対策 10) 火災対策    11) その他(      )    12) 特にない
	心配事を相談する相手はどなたですか。 (複数回答可)	1) 家族・親戚    2) 友人・知人    3) 隣人    4) 民生委員 5) 自治会の役員    6) 老人会の役員    7) 市社協の職員 8) 福祉・介護事業者の職員    9) 地域包括支援センターの職員 10) その他(      )    11) 相談相手はいない
交流	お子さんや近親の方とはどのくらいの間隔で 会っておられますか	1) ほぼ毎日    2) 週に      回    3) 月に      回 4) 年に      回    5) ほとんどない    6) 子や近親者はいない 7) その他(電話連絡: 週・月      回      )
	ご近所の方とのつきあいはありますか。 (複数回答可)	1) あいさつ程度      ( 週・月      回 ) 2) 会えば世間話をする      ( 週・月      回 ) 3) お互いの家を訪ねる      ( 週・月      回 ) 4) その他(      )    5) ほとんどない
	親しくされている方のお名前 (回答可能な場合のみ・複数回答可)	
その他	そのほか、行政や地域に対するご提案、ご意見がございましたらお聞かせ下さい。 ..... .....	



## 第4章 見守りの方法

### 見守りって、地域の支援者だけですか？それとも専門家もするの？ -

#### 1. 見守りのレベル

見守り対象者の抽出を経て、見守りを実施する段階になります。この際に留意すべき点は、地域における高齢者等の見守りには、次の2つのレベルがあることです。

地域レベルでの見守り（地域団体や民生委員等の地域の支援者での対応）

さりげない見守り、安否確認、話し相手、一般相談等

専門スタッフレベルでの見守り（専門機関、行政、地域包括支援センター等の対応）

専門相談、自立支援、他機関へのつなぎ等

一般的に、この区分があいまいなまま実施されがちですが、それぞれの対象者が、どのレベルの見守りを必要としているのかを見極めることにより、

- ・ 地域団体と関係機関との役割分担

例：地域団体が主体的に実施する見守り活動を関係機関が側面的に支援する体制づくり

- ・ 必要なサービスへのつなぎ

などがスムーズに進展するようになると思います。

そこで、見守り対象者が、どのレベルの見守りを必要としているのかを判断するために、「見守りの必要度基準」を設定してみました。

#### 2. 見守りの必要度基準

基本的な考え方

（ア）見守りの必要度を測る軸として、「本人の状況」を縦軸、「支援の状況」を横軸としました。これらをもとに、一次評価を行います。

（イ）二つの軸に評価項目を設け、それぞれの項目は2段階又は3段階の評価としています。

（ウ）一部の項目においては、その基準により即時にその必要度に近いレベルに該当するようにしています。

（エ）それぞれの項目に対する評価は、あくまで専門スタッフが持つ情報等をも

とに行うため、ある程度主観的要素が取り入れられることはやむを得ませんが、可能な限り客観的になるように項立てしました。

(オ) 必要度基準(尺度)は、見守りの必要性を示す一次評価であり、実際には個別の状況を考慮しながら、特記事項を記入して二次評価を行い、その後最終的な必要度を判断することとしています。

見守り必要度基準 ~ までの考え方  
考え方は以下のとおりです。

### 【見守り必要度基準】地域の見守りで対応できるレベル

家族や親族、地域団体・民生委員等の地域の支援者による、安否確認や現状のサービス利用で十分に対応できるレベル、又は、現状では見守りを必要としないレベル。

- ・ 当面は見守り不要(自立者)
- ・ 家族や親族、地域での見守りが十分にできる方。  
(家族関係や地域との関係が良好で、身体的、精神的な問題を有していない状態)

《具体的な見守り支援の方策》

- ・ 公的な見守り支援は不要
- ・ 家族や親族、地域団体によるインフォーマルな見守りで対応

### 【見守り必要度基準】地域の見守りで対応できるが注意が必要なレベル

家族や親族、地域団体・民生委員等の地域の支援者による、安否確認や現状のサービス利用で、現在のところ対応が可能であるが、必要に応じて、何らかのサービスを導入していくレベル。

- ・ 現状でも十分自立した生活が可能であるが、このままの状態では、将来的に何らかの問題が発生することが予測される方。
- ・ 地域の見守り以外に、介護保険サービスの利用等により、自立した生活を保っている方。

《具体的な見守り支援の方策》

- ・ 民生委員や友愛訪問グループへの働きかけ
- ・ ふれあい・いきいきサロンなど地域行事への参加の働きかけ

### 【見守り必要度基準】地域の見守りと公的なサービスが必要なレベル

家族や親族、地域団体・民生委員等の地域の支援者による安否確認や、現状のサービス利用だけでは不十分であり、介護保険サービス等の公的なサービスを導入していくレベル。

- ・ 自立した生活を送るために、身体・精神状況に何らかの問題があるにも関わらず、十分な見守りが得られていない方。

《具体的な見守り支援の方策》

- ・ 介護保険サービス利用への働きかけ
- ・ 地域包括支援センターの専門スタッフによる訪問

### 【見守り必要度基準】専門的な対応が必要なレベル

家族や親族、地域団体・民生委員等の地域の支援者では対応が困難であり、専門機関の対応が必要なレベル。

- ・ 認知症やアルコール依存症、精神疾患等による問題行動があり、専門的な対応が必要な方。
- ・ 公的なサービス等が必要であるにも関わらず、訪問拒否等により、サービス利用につながっていない方。

《具体的な見守り支援の方策》

- ・ 関係機関（保健所、福祉事務所、医療機関等）と連携をとるなど、地域包括支援センターが積極的に関与





# 見守り必要度基準 (ものさし)

## 1. 本人の状況

項目	基準	点数	備考
①年齢状況	前期高齢者	0	男性65歳以上75歳未満
	後期高齢者	1	75歳以上85歳未満
	85歳以上	2	85歳以上
②身体状況	自立	0	特に問題なし、介護保険非該当
	要観察	1	寝たきり度(ランクJ、A)、要支援、要介護1
	要支援	2	寝たきり度(ランクB、C)、要介護度2以上
③疾病状況	要観察	1	病状安定
	要注意	2	気をつける疾患あり
	要観察	0	特に危険な疾患あり
④精神状況 (風気、アルコール問題、 こころの病等)	要観察	0	問題なし
	要支援	1	友人等から見えてきて気になる症状あり
	要観察	2	強い不安の訴え、随時行動等があり、特に注意が必要
⑤住居との交流状況 (外出・行方不明等)	良好	0	来しり(行事参加等)のための外出あり
	要観察	1	滞泊・買い物等、必要外出のみ
	要支援	2	ほとんどまたは全く外出なし
合計			

※④精神状況の項目では、「要観察」は見守りの必要度Ⅲへ、「要支援」はⅣへ点数に反映なく、評価してください。  
2. 支援の状況

項目	基準	点数	備考
⑥家族関係	良好	0	週1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要観察	1	月1回以上の訪問もしくは電話連絡
	要支援	2	家族との関係があっても、関係不和、遠方等の場合 身寄りなし、もしくは家族との関わりなし
⑦通所施設系住宅 サービスの利用	利用あり	0	介護施設又はあんずプランの子・ヘルプ、急夜を週1回以上
	利用なし	1	
	要支援	2	
⑧近隣関係	良好	0	関わり多い
	要観察	1	関わり少ない
	要支援	2	関わりがない、または近隣関係が悪い
⑨近隣委員・友愛訪問	良好	0	週1回程度の訪問
	要観察	1	月1回程度の訪問
	要支援	2	訪問なし
合計			

※⑥家族関係の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を確認して評価してください。  
※⑦通所施設系住宅サービスの項目では、「利用あり」は見守りの必要度Ⅱ又はⅢへ、状況を確認して記入してください。  
※⑧近隣委員・友愛訪問の項目では、「良好」は見守りの必要度Ⅰ又はⅡへ、状況を確認して評価してください。  
※⑨の項目と⑩、⑪、⑫の各項目とで、複数のランクで評価された場合は、⑩精神状況のランクを優先してください。

河集善氏名	
地区住民氏名	
従住者氏名	
記入者氏名	

## 3. 見守り必要度 (1次評価)

本人の状況	支援の状況							
	4	5	6	7	8			
0 ~ 1	I	I	I	I	II	II	II	II
2 ~ 3	I	II	II	II	III	III	III	III
4 ~ 5	I	II	III	III	IV	IV	IV	IV
6 ~ 8	II	III	IV	IV	IV	IV	IV	IV

- I 地域の見守りで対応できるレベル
- II 地域の見守りで対応できるが注意が必要なレベル
- III 地域の見守りと公的なサービスが必要なレベル
- IV 専門的な対応が必要なレベル

## 4. 特記事項

## 5. 見守り必要度 (2次評価)

見守り必要度 (2次評価)	I	II	III	IV
---------------	---	----	-----	----

## 6. 見守り希望

- ①見守りを希望する
- ②見守りは希望しない
- ③不明
- ④その他 ( )

## 7. 今後の見守り方針

見守り訪問の頻度	週	日
見守り訪問の曜日	日	月

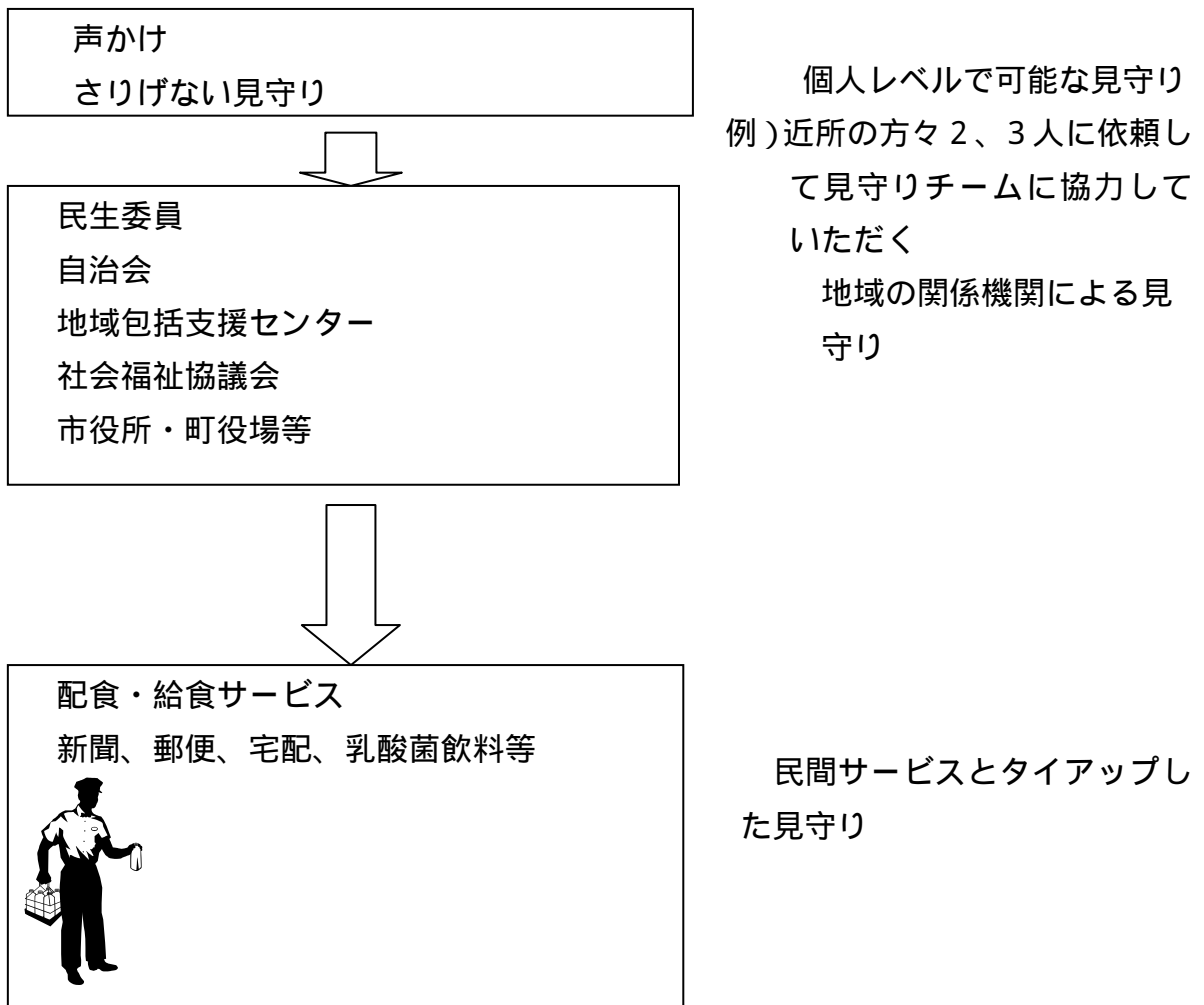
①当面の見守りは不要のため終了  
②現状のまま地域見守り体制へ引き継ぐ (民生委員、友愛訪問等へ引き継ぎ)  
③地域見守り体制が充実すれば引き継ぐ (友愛訪問グループ等の協成支援)  
④公的福祉サービス等へ引き継ぐ (公的福祉サービス、相談員等へ引き継ぐ)  
⑤その他 ( )

### 3. 見守りの類型

見守り実施者別に見守りを分類してみると、個人レベルで可能な見守り(声かけ、さりげない見守り)、地域の関係機関による見守り(民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町村等)、民間のサービスとタイアップした見守り(配食・給食サービス、新聞、郵便、宅配、乳酸菌飲料等)の3種類に大別されます。

地域の実情に応じて、これらの手法を組み合わせ、効果的な見守りの仕組みを作っている事例をいくつか紹介します。

見守りの類型 (財)厚生労働問題研究会『孤独死防止の手引き』〔平成20年〕に基づき作成



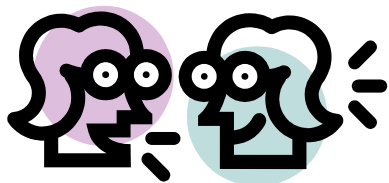
〔東京都府中市の事例〕～個人レベルの「さりげない」見守りを地域の専門機関につなぐ～

府中市の高齢者見守りネットワークは、地域の人などが誰が誰を見守るといふ役割を決めず、日常生活の中で負担にならないように、気になったことを市内 11 か所に設置された高齢者在宅介護支援センターに通報するシステムです。

キーワードは「危機去れ：きざし、きづき、さりげない見守り、れんらく〔相談〕」

例) 通勤途上でポストや玄関前、植木などを見る、自治会の回覧を手渡しする、商店で働く人は買い物客の話を聞く、よく来る客が来ないことに気づくなど

通報を受けたセンターは、本人の自宅を訪問したり、親族に連絡するなど必ず本人の状況を確認し、各専門機関と連携を図るなど状況に応じた支援を実施しています。「万が一に備え、センターに緊急連絡先を預けておこうか」というきっかけになれば幸い〔府中市福祉保健部高齢者福祉課〕とのことです。



〔東京都日野市の事例〕

～ボランティア、関係機関、協力事業所が役割分担し、地域を見守る体制を構築～

日野市の高齢者見守り支援ネットワークは、地域住民、商店や事業所、地域包括支援センター等が連携して、高齢者の様子の変化を早めに見つけ、速やかに対応するための取組です。

具体的には、

ふれあい見守り推進員（ボランティア）による、一人暮らし高齢者等（登録者）の安否確認（声かけ、さりげない見守り）

協力体制にある公共公益機関（警察、消防、郵便局、市ゴミゼロ推進課）による、それぞれの業務の中での見守り支援（巡回中の見守り、防火診断のための家庭訪問、郵便配達時のポスト確認、可燃ごみを対象にしたごみ出し確認等）

協力事業所との、高齢者の異変発見についての連携体制の構築  
という三本立ての仕組みです。

#### 協力事業所による見守り支援

日常の業務の中で気になる高齢者を見つけた場合に、在宅介護支援センターへ連絡する。

##### 事例「道に迷った高齢者を保護したケース」

道がわからなくなり混乱した男性高齢者を保護した協力事業所の方から在宅介護支援センターに連絡をいただきました。氏名、住所が確認できたため、連絡を受けたスタッフから迷子の高齢者が住む地域を担当する在宅介護支援センターと地域包括支援センター、市高齢福祉課に電話をし、無事に自宅までお連れすることができました。



〔千葉県松戸市常盤台団地自治会の事例〕

～自治会と新聞販売店がタイアップした見守り～

住民主導型で孤独死防止に取り組む千葉県松戸市の常盤台団地自治会では、大手各新聞紙の専売店の店長に「配達をする時に新聞が溜まっていたら、通報をしてほしい」と依頼して、協定を結んでいます。

また亡くなっている時には玄関の鍵を閉めていることが多いことがわかったので、早期対応ができるよう、鍵の専門店と覚書を交わし、孤独死が疑われる場合には、昼夜を問わず現場で鍵を開けてもらえるようにしています。



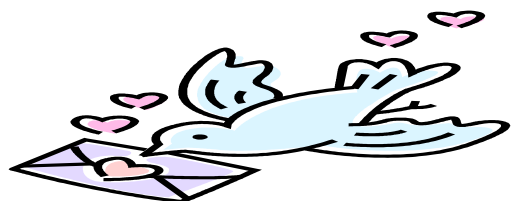
〔岐阜県飛騨市の事例〕

～ 絵手紙で安否確認 行政と郵便局がタイアップした見守り～

飛騨市では、郵便局の協力を得て、一人暮らしの高齢者を対象にした定期的な安否確認を行っています。市が毎週2回発送する絵手紙の往復はがきを、配達の際に直接手渡してもらう事業で、対象者は約100人です。

返信用のはがきには「1 元気です」「2 相談したいことがあります」のどちらかに丸印をつけるようになっていて、相談の希望がある場合は、市の職員が対応します。

また、絵手紙に添える短歌・詩を利用者から募集することにより、はがきのやり取り自体を利用者に楽しんでもらうよう工夫を施しています。



〔兵庫県神戸市の事例〕

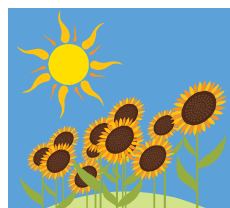
～ 部局横断的な見守り体制づくり～

神戸市では、クリーンステーション（家庭ごみの収集場所）までごみを出すことができない一人暮らしの高齢者等を対象に、ごみ収集員が玄関先までごみの収集に行く「ひまわり収集」事業を実施。収集時にごみが出ていない場合などは、声かけするなどして安否確認を行っています。日々の生活に不可欠なごみ出しに着目し、ごみ収集という継続性のある業務に見守りの機能を付加した取組です。

(救助につながった例)

収集日にごみが出ておらず、収集職員が声をかけたが応答がなかったため、鍵のかかかっていないドアを開けて室内の様子を見ると、ひまわり収集利用者が倒れていた。意識があったが起き上がれない状態なので、職員がその場で救急車を要請した。

ひまわり収集という名称には、ごみ収集日という決まった日に収集にまわるという意味が込められています。



#### 4．支援を拒否する高齢者等に対する支援

自ら他者への関わりを拒否する高齢者など、見守りネットワークへの参加同意が得られない高齢者等であっても、専門的な対応が必要な場合があります。

この場合、地域団体だけでは対応が困難であることから、関係機関が連携し、個別のケースに応じた働きかけを行うことにより、支援を拒否している高齢者等の理解を得て、ネットワーク参加の同意を得ることで支援につなげていく必要があります。

##### 【支援へのつなぎ方〔アプローチ〕の例】

市町村担当課

- ・ 訪問や電話等で状況把握し、各関係機関と協議・検討して必要な支援が提供されるよう調整を行う。
- ・ 広報誌の配布等を通して本人に支援の情報を知らせる。

地域包括支援センター

- ・ 市町村担当課等と連携し、処遇を検討する。

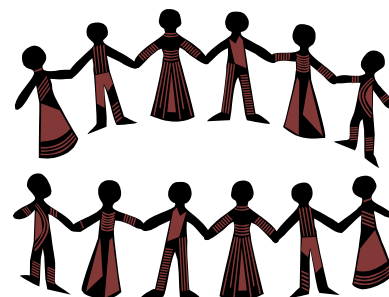
例：精神的要因により支援を拒否している事例など、医療的なアプローチが必要な場合には、健康福祉センター〔保健所〕等と連携し、適切な医療につなぐ。

例：生命の危険が予想される場合には、必要に応じて警察や消防の協力を得て介入する。

例：生命、身体又は財産の保護のために必要かつ緊急の場合には、本人の同意を得ることなく、保護に必要な個人情報を提供する。

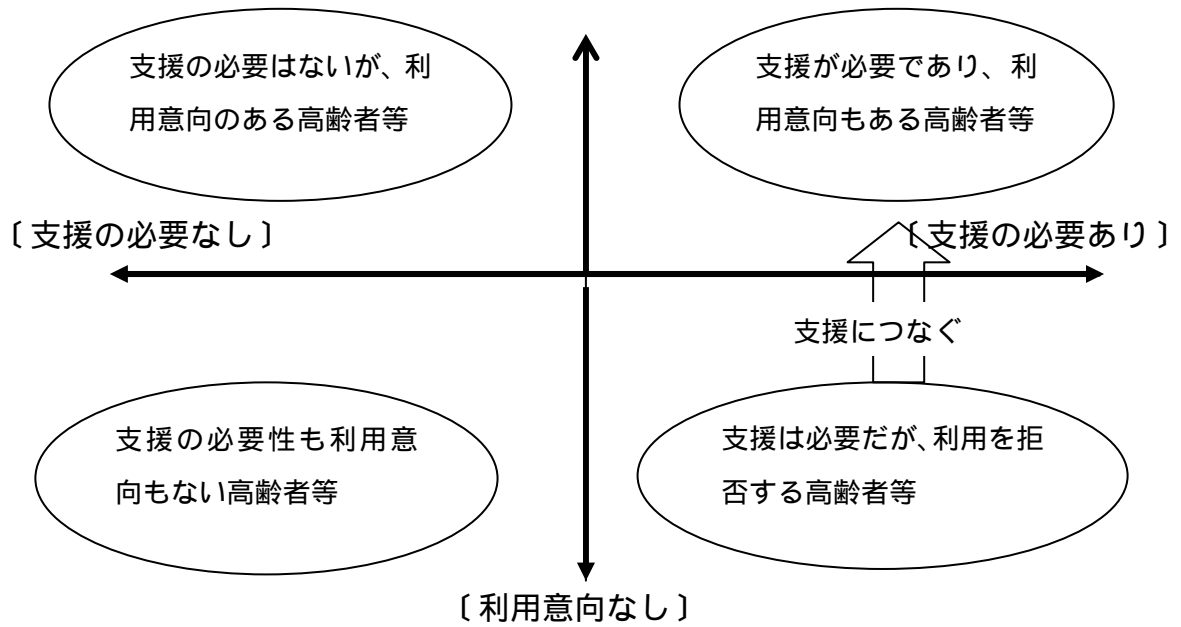
民生委員・自治会等

- ・ 継続して声かけや訪問活動を行う。必要に応じ、親族、知人等に見守りの協力を得る。



## 見守り等支援を拒否する高齢者等に対する支援

〔利用意向あり〕



## 第 5 章 個人情報取扱い

### 個人情報を扱うときには何に注意すればいいの？ -

#### 1. 個人情報取扱いの留意点

##### (1)個人情報保護法の対象となる「個人情報」

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定義されています。

##### (2)個人情報保護に関する法制度について

個人情報保護法は、個人情報保護に関する基本法としての性格、及び民間の個人情報の取扱いの規制法としての性格を持っています。

また、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めており、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めています。

国が取り扱う個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が制定されています。都道府県や市町村が取り扱う個人情報については、それぞれが個人情報保護条例を制定しています。

市町村が保有する個人情報の取扱いは、市町村の自治事務として、個々の市町村が制定する条例の規定に基づき、市町村がその責任の下に解釈・運用を行うものとされています。

市町におかれては、保有する個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、（必要に応じて個人情報保護審議会等の意見を聴いて）行政内部及び行政外の関係機関とで情報の共有を図り、また本人からの同意を得ながら見守り事業を推進してください。



なお、民生委員児童委員には、高齢者のみならず乳幼児や障害者等に対する日常的な見守りが本来業務とされています。また、民生委員法第15条で職務上の守秘義務が課せられていますが、個人情報保護法施行以降、従来市町から提供されていたこれらの名簿が提供されなくなり、民生委員活動に支障が生じているとの報告があっているそうです。

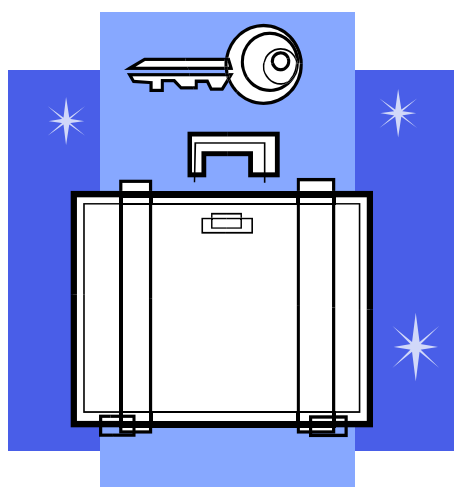
平成19年8月10日付け厚生労働省関係課長通知では、守秘義務の徹底を図りつつも、避難時の支援体制が機能するように、平常時における民生委員児童委員の活動支援が依頼されています。

### (3)見守り活動において取り扱われる個人情報について

見守りネットワークが見守りを実施するなかでも、個人情報は見守り当事者の手によって必ず取り扱われるものです。だからこそ、その取扱いには十分な配慮が必要となります。

見守りネットワークは、市町から入手した住民基本台帳を元に個人から集めた情報で、リストを整備したり、見守り計画を立てたりすることとなります。この際に取り扱われる個人情報は収集したときから削除されるまで、適正に管理される必要があります。

特に、特別の法律等で守秘義務が課されていない老人クラブや郵便局等が個人情報を利用する際の取扱いについては、守秘義務を確保する方策をとることが重要となります。



～ 個人情報を保護するための措置～

(1)情報の共有範囲の決定

- ・見守りを実施する上で必要となる必要最小限度の情報を最小限度の人数に提供する。
- ・情報が漏えいすることを防ぐために、情報共有の対象範囲をあらかじめ定めておく。

Q . どの団体に情報を共有するのか。

(例) 民生委員、地域包括支援センターが個人情報を共有し、それ以外の構成団体(協力事業所等)は、高齢者についての気づきを連絡する役割を担う。

Q . 氏名、年齢、住所など、どの部分を共有するのか

(2)情報の管理・更新方法の決定

- ・個人情報の共有にあたり、個人情報が見守りネットワーク以外に漏えいしたり、毀損したりしないよう、管理方法や更新方法を定め、明確化しておく。

(例) 名簿等の情報の管理責任者を定める。

名簿の閲覧者を限定し、閲覧記録を作成する。

電子データの取扱いは、操作する担当者を決定するとともに、パスワード等によるセキュリティ管理を施す。

情報の更新期間を設定する。

(3)守秘義務の確保

見守り対象者の個人情報を共有する関係者については、守秘義務が課せられていない(民生委員を除く)ため、提供を受ける側の守秘義務を確保しておく。

参考例として次ページ以降に様式作成例を掲載しました。

(例) 個人情報の取扱いに関する誓約書、高齢者等見守り対象者リストにかかる個人情報の保護に関する協定書等の書面で担保する。

関係者間の情報共有化のための基本的な考えかたは 25 ページをごらんください。

## 市高齢者等見守りネットワーク事業

### 登録書兼個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

市長 様

住 所

氏 名

電話番号 -

私は、高齢者等見守りネットワーク事業の活動に参加します。なお、活動を実施するに当たり、下記の個人情報の取扱いに関する事項を遵守することを誓約します。

#### 記

- 1 見守り活動で知り得た個人情報は、他人に漏らさないとともに見守りネットワーク事業の目的以外に利用しません。また、見守り活動を辞めた後も他人に漏らしません。
- 2 見守り活動で知り得た個人情報を見守りネットワーク協議会以外に提供しません。
- 3 見守り活動で知り得た個人情報の取扱いには十分に注意し、情報の複写又は複製、情報の滅失・改ざん等のないよう、適正な管理に努めます。
- 4 見守りネットワーク事業の登録をしてない者に、見守り活動をさせません。
- 5 見守りネットワーク事業を辞めたときは、地区代表者から提供された資料を返還いたします。
- 6 個人情報の紛失などの事故等が発生したときは、市に直ちに報告いたします。

(個人調査票兼見守り同意書の作成例)

調査日：平成 年 月 日

調査者： \_\_\_\_\_

\*この情報は、見守りネットワーク活動以外に使用することはありません。

氏名				生年月日	明・大・昭 年 月 日
住所				電話番号	
世帯の状況					
緊急連絡先①	氏名		続柄		電話番号
	住所				
緊急連絡先②	氏名		続柄		電話番号
	住所				
災害時の対応	(援護者)			(非難場所)	
備考 (困っていること、要介護認定の有無等)					
署名	この調査の情報を、見守りネットワーク活動のため、見守りネットワーク内で共有することに同意します。 氏名 _____				

《協定書作成例》

一人暮らし高齢者等見守り該当者リストに係る個人情報の保護に関する協定書

△△市(町)(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、個人情報の保護について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、一人暮らし高齢者等の見守り活動を行うため、甲が整備する一人暮らし高齢者等見守り該当者リスト(以下「該当者リスト」という。)の提供により見守り対象者に関する情報を共有すること(以下「情報の共有」という。)を行うにあたり、個人情報の取扱い方法その他個人情報の保護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿の整備)

第2条 甲は、見守りネットワークによる見守り活動のために該当者リストを整備する。

2 乙は、前項の該当者リストを基に、実態調査及び見守り同意の確認を行い、次の名簿を整備する。

ア 見守り者リスト 情報の共有に同意した見守り対象者に係る名簿

イ 未同意者名簿 情報の共有に同意していない見守り対象者に係る名簿

3 乙は、前項の名簿の整備が終了したときは、速やかに名簿の整備内容を甲に報告するとともに、未同意者名簿に係る全ての情報を甲に返還する。

(見守り者リストの共有)

第3条 甲と乙は、要見守り者への見守り活動を連携して行うため、定期的に見守り者リストに関する情報を提供し合い、情報の共有を図る。

(見守り者リストの適正管理)

第4条 乙は、個人情報の漏えい等がないよう、見守り者リストを適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、見守り者リストで知り得た個人情報を見守りネットワーク以外の者に提供し、又は漏らしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、見守り者リストで知り得た個人情報を見守り活動以外の目的に使用してはならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 (市・町)

乙 (自治会)

## 個人情報の提供に関する協定書

諫早市個人情報保護条例(平成18年3月条例第1号)第12条の規定に基づき、  
諫早市(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、諫早市  
高齢者等見守りネットワーク活動支援事業推進協議会の協議を経て実施する諫  
早市高齢者等見守りネットワーク活動支援事業(以下「事業」という。)に係る個  
人情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

### (協定書の目的)

第1条 本協定書は、甲が乙に提供する個人情報の適正な管理と保護を目的とする。

### (個人情報の内容)

第2条 甲が乙に提供する個人情報は、要援護者登録申請書に記載された事業の対  
象となる高齢者等(以下「事業対象者」という。)の氏名、住所その他甲が事業  
の目的遂行のため特に必要であると認めた事項とする。

### (使用目的)

第3条 乙は、提供を受けた個人情報を、事業の目的遂行のため行う事業対象者に  
対する見守りや支援のために使用するものとする。

### (適正な管理)

第4条 乙は、個人情報の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、  
漏えい、滅失、毀損等を防止するため、その適正な管理に努めなければならない。

### (目的外使用及び第三者への閲覧又は提供の禁止等)

第5条 乙は、甲から提供された個人情報を第3条に掲げる使用目的以外に使用し  
てはならない。

2 乙は、提供を受けた個人情報を第三者に閲覧又は提供してはならない。ただし、  
甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3 乙は前項ただし書きに基づき、甲の承諾を受けようとする場合は、提供先、提  
供する理由、提供する個人情報等を含めた提供先に対する管理方法等を甲に文書  
で提出しなければならない。

### (複写または複製の禁止)

第6条 乙は、甲から提供された個人情報を、目的遂行のための作業以外の理由で  
複写し又は複製してはならない。

### (秘密の保持)

第7条 乙は、業務及び業務が終了した後も、甲から提供された個人情報を他に漏  
らしてはならない。

### (従事者への周知)

第8条 乙は、甲から提供された個人情報の取扱いに従事する乙の職員、構成員又  
は会員に対し、在職中及び退職後においても知り得た個人情報を他人に漏らし、  
又は目的外に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周

知しなければならない。

(返還又は破棄)

第9条 乙は、事業の遂行上、個人情報等が不要となった場合は、直ちに個人情報等を返還し、又は破棄しなければならない。

(調査)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して、個人情報等の管理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この協定書に違反する事態が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの協定に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(協定書の有効期間)

第13条 本協定書の有効期間は第2条に規定する個人情報の提供の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前において、甲乙の何れかが解除の申し出をしない場合は、引き続き1年間更新したものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めるものを除くほか、必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

長崎県

甲

市長

乙

(新聞販売店団体との協定書)

市(以下「甲」という。)と、〇〇新聞〇〇会(以下「乙」という。)とは、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしと地域における見守り体制を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力のもと、高齢者の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、高齢者が安心して「暮らせる地域社会」を実現することを目的とする。

(緊密な連携保持)

第2条 甲及び乙は、協力を行うに当たり、平素から緊密な連携を保つよう努めるものとする。

(協力の内容)

第3条 本協定に基づき、乙は甲に対し、次の事項に関し、その協力を行うものとする。

- (1) 高齢者宅の安否情報の連絡(原則として、新聞が3日以上溜まっている場合における連絡をいう。)
- (2) 配達、集金等の業務中において、高齢者の事故又は異変を把握した場合の連絡
- 2 甲としては、高齢者の安全及び安心に係る情報交換を、随時行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、協力に関する活動の詳細については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(配慮事項)

第4条 本協定の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本協定の締結により、乙の従業員に対し、特別な権限を与えたものではないこと。
- (2) 本協定に定める活動は、乙の従業員に危険が及ばない範囲において行う活動であること。
- (3) 本協定に定める活動を通じて知りえた個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならないこと。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 年 月 日から実施する。
- 2 協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	市	町	番	号
	市			
	代表者			市長
乙	市			
	新聞	会		
	代表者			



## 第6章 緊急時の対応

### こんな時は、どうすればいいの？ -

行政区単位の見守りネットワークにおかれては、以下のような、いつもと違う異変に気づいた場合の対処方法について、予め対応方法を定めた行動マニュアルを作成し、見守りメンバーに示しておく、いざという時にあわてず対応できると思います。

事例)

- ・新聞や郵便物がたまっている
- ・夜なのに電気がついていない
- ・一日中電気がついたままの日が数日も続く
- ・カーテンや雨戸が開かない日が続く
- ・声かけしても返事がない など

#### (1) 緊急連絡先の確認について

緊急時の連絡先について見守りの同意を求める際に確認しておくといでしょう。また、日頃の見守り活動のなかにおいてもこの内容に変更がないかの確認は必要です。

#### (2) 緊急時連絡カード

見守り者が異常を発見したときに速やかな対応がとれるように、かねてより緊急時に利用できる情報を整理しカード様式にして、要見守り者と見守り者双方で保管しておく、いざというときに役立ちます。

ただし、個人情報であることを念頭に置き、本人同意の取り付け及び情報の取扱いについては、十分慎重に行ってください。

(緊急時に聴取しておく役立つ情報の一例)

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・緊急連絡先(家族等) | ・かかりつけ医  |
| ・生年月日       | ・既往症     |
| ・血液型        | ・禁忌処方の有無 |
| ・災害時避難場所    | ・不動産屋連絡先 |

### (3) 見守り活動緊急時対応マニュアルについて

見守り活動の緊急時の対応についてマニュアルを作成しておく便利です。  
一例として次のようなものが考えられます。

#### 確認事項

##### 〔自宅の様子〕

郵便物、新聞がたまっている

電気がつけっぱなし、あるいは夜になっても消えたままである

洗濯物が干しっぱなしになっている

日中でも雨戸やカーテンが閉まりっぱなしになっている

異臭がする

家の中や周りにいろいろな物が置きっぱなしになっている

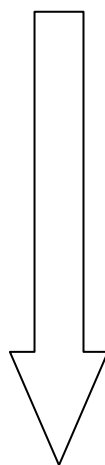
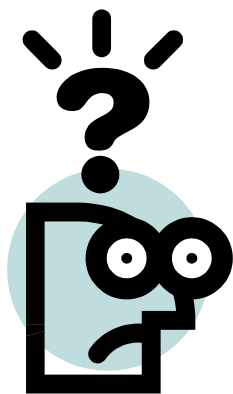
##### 〔本人の様子〕

最近、電話や訪問に応答がない

最近、元気がない。様子がなんとなくおかしい

必要な福祉のサービスを利用していないようだ

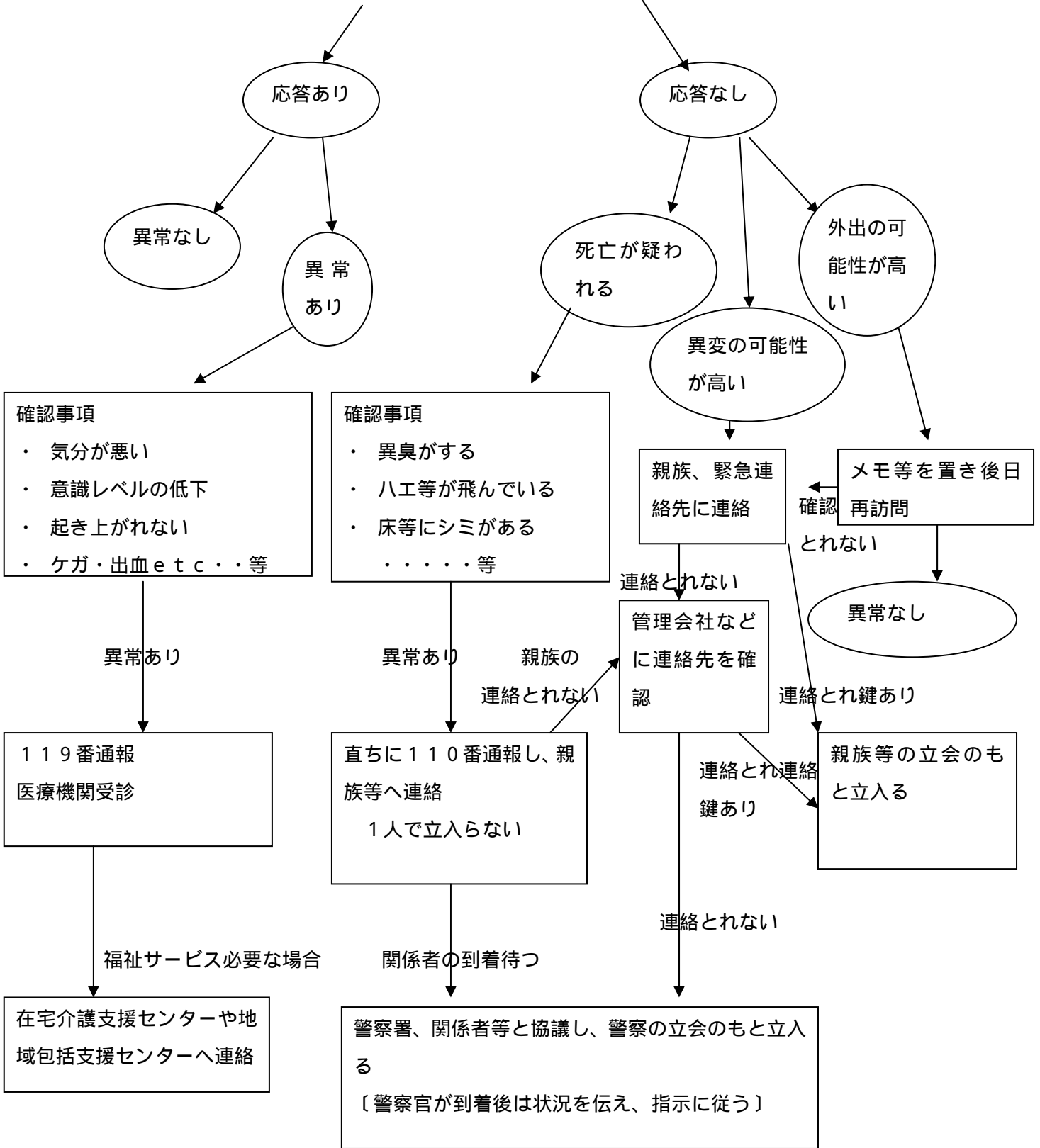
定期的な外出先がない。近隣との交流がないようだ



連 絡

次ページにつづきます

見守り者の訪問による緊急時の対応  
外から声をかける



## 第7章 広報・啓発の意義

### 「見守り」の大事さをわかってほしいよね

見守り活動の必要性については先に記述しているとおりですが、地域のコミュニティが崩壊しつつある状況での見守り活動は随所に問題が生じることが予想されます。

#### (1) 見守られる立場の課題

見守られる方からすれば、高齢者にとって見慣れない人の訪問は、訪問販売や泥棒との区別がつかなかったり、個人を尊重する風潮の中で常に誰かに見守られ(=見られ)ているという窮屈感(プライバシーの侵害)を抱く場合もあると思います。

(例)数日間の旅行で家を空ける場合、誰かに連絡をしておかないと見守り者が異常と判断してしまう可能性がありますし、常に誰かに見られている感を持たれる方もいるかもしれません。

#### (2) 見守る立場の課題

逆に見守る側の人間でも、個人主義が浸透している現代において地域のなかで隣人との関係をもったり、他人のために働くことが煩わしいと考える人も少なくないと思われます。

死の時期や場所は人にとって究極の「自由」かもしれません。しかし孤立死の発見は、地域社会にやるせなさや切なさ等の大きなショックをもたらすだけでなく、人に迷惑をかけたくないといっておきながら後処理のために人に多大な迷惑をかけることとなります。また、現在の見守り者が明日の要見守り者となるということも含めて、住民に見守りの必要性に関する意識を高めてもらうことが重要となります。

#### (3) 見守り活動への理解

また、見守り対象者リスト作成のための実態調査を行うにあたって、広報は非常に大きな意義があると考えられます。

個人情報保護に関する世論調査の結果では、名簿掲載を拒否した経験のある人は1割で、そのうち個人情報保護法とは別に地域活動と距離を置きたいとい

う考えをしている人が8%、他の目的への利用や名簿の流出をおそれることを理由としている人が約9割を占めています。一方、例えば大規模災害のような緊急時に必要とされる個人情報の提供までが行われなかったり、学校や地域社会の緊急連絡網の名簿の作成が中止されるといったように、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られますが、今後、国や地方公共団体は、個人情報保護について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思うか聞いたところ、「規制を厳しくする分野と緩和する分野の両面があってもよい」と答えた人の割合が63.3%となっています。この結果からも、まずは住民に対し、名簿の作成や情報の共有の背景となっている見守り活動の趣旨、必要性について理解を得ることが重要となります。

このようなことから、住民への十分な情報提供が行われるよう、説明会の実施、チラシの作成配布、インターネットの活用等多様な媒体を用いて、きめ細やかに広報・啓発に取り組んでいただきたいと考えております。

